

深川市業務継続計画 新旧対照表

現 行	改 定 案	備 考												
<table border="1" data-bbox="151 359 1320 609"> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> </table> <p>(略)</p>							<p><b>策定・改訂・改定一覧</b></p> <table border="1" data-bbox="1389 359 2555 609"> <thead> <tr> <th data-bbox="1389 359 1777 443">年 月 日</th> <th data-bbox="1777 359 2555 443">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1389 443 1777 527">令和 2年 3月</td> <td data-bbox="1777 443 2555 527">新規策定</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1389 527 1777 609">令和 6年 8月</td> <td data-bbox="1777 527 2555 609">改定</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	年 月 日	内 容	令和 2年 3月	新規策定	令和 6年 8月	改定	<p>新庁舎移転及び機構改革等に伴う変更</p>
年 月 日	内 容													
令和 2年 3月	新規策定													
令和 6年 8月	改定													

深川市業務継続計画 新旧対照表

現 行	改 定 案	備 考
<p>第1章 業務継続計画の目的と方針</p>	<p>第1章 業務継続計画の目的と方針</p>	<p>新庁舎移転及び機構 改革等に伴う変更</p>
<p>1 業務継続計画の目的・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 2 業務継続計画の位置付け・・・・・・・・・・・・ 2 3 地域防災計画に対する業務継続計画の役割・・・・ 2 4 業務継続計画の効果・・・・・・・・・・・・・・ 3 5 業務継続計画の基本方針・・・・・・・・・・・・ 4 6 業務継続計画の発動と終結・・・・・・・・・・・・ 4 7 業務継続計画の対象となる機関・・・・・・・・ 5 8 庁舎の構造等・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5</p>	<p>1 業務継続計画の目的・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 2 業務継続計画の効果・・・・・・・・・・・・・・ 2 3 地域防災計画と業務継続計画との関係・・・・ 2 4 業務継続計画の基本方針・・・・・・・・・・・・ 3 5 業務継続計画の対象となる機関・・・・・・・・ 3 6 業務継続計画の発動と終結・・・・・・・・・・・・ 4  7 庁舎の構造等・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4</p>	
<p>第2章 被害及び復旧想定</p>	<p>第2章 被害及び復旧想定</p>	
<p>1 地震による被害と復旧想定・・・・・・・・・・・・ 6 2 水害による被害と復旧想定・・・・・・・・・・・・ 9</p>	<p>1 地震による被害と復旧想定・・・・・・・・・・・・ 5 2 水害による被害と復旧想定・・・・・・・・・・・・ 8</p>	
<p>第3章 非常時優先業務の選定</p>	<p>第3章 業務継続計画の特に重要な6要素</p>	
<p>1 非常時優先業務の考え方・・・・・・・・・・・・ 13 2 非常時優先業務の選定方法・・・・・・・・・・・・ 14 3 主な非常時優先業務一覧・・・・・・・・・・・・ 15</p>	<p>1 首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制・・・・ 12 2 本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定・・・・ 15 3 電機、水、食料等の確保・・・・・・・・・・・・ 15 4 災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保・・・・ 15 5 重要な行政データのバックアップ・・・・・・・・ 16 6 非常時優先業務の考え方・・・・・・・・・・・・ 16</p>	
<p>第4章 非常時優先業務の実施体制の確立</p>		
<p>1 対応方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23 2 決定権限者及び職務権限の代行順位・・・・・・ 23 3 本庁舎等の代替施設・・・・・・・・・・・・・・ 23 4 電気、水、食料等確保・・・・・・・・・・・・・・ 24 5 通信手段の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24 6 重要な行政データのバックアップ・・・・・・・・ 24 7 職員の参集体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24 8 参集想定（勤務時間外発生時の参集予測）・・・・ 26</p>		
<p>第5章 業務継続体制の向上</p>	<p>第4章 業務継続体制の向上</p>	
<p>1 業務継続計画推進組織を設置・・・・・・・・・・・・ 27 2 訓練・教育の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・ 27 3 職員の安否確認・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 27 4 マニュアルの整備・・・・・・・・・・・・・・・・・ 27 5 指定管理者等への周知と連携・・・・・・・・・・・・ 27 6 計画の見直し等・・・・・・・・・・・・・・・・・ 27 (略)</p>	<p>1 業務継続計画推進組織を設置・・・・・・・・・・・・ 19 2 訓練・教育の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19 3 職員の安否確認・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19 4 マニュアルの整備・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19 5 指定管理者等への周知と連携・・・・・・・・・・・・ 19 6 計画の見直し等・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19 (略)</p>	

深川市業務継続計画 新旧対照表

現 行	改 定 案	備 考
<p><b>第1章 業務継続計画の目的と方針</b></p> <p>(略)</p> <p>◆発災後に市町村が実施する業務の推移</p> <p>「大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き」内閣府（防災担当）平成28年2月より</p> <p><b>2 業務継続計画の位置付け</b></p> <p>本計画は、国の防災基本計画及び地域防災計画を踏まえ策定する。  <u>なお、業務継続計画で定める非常時優先業務と地域防災計画との所掌範囲の違いは、次頁のとおりである。</u></p>	<p><b>第1章 業務継続計画の目的と方針</b></p> <p>(略)</p> <p>◆<u>非常時優先業務のイメージ</u></p> <p><b>2 業務継続計画の効果</b></p> <p><u>業務継続計画を策定することにより、行政が被災するような大災害時にも適切かつ迅速に非常時優先業務を遂行できるようになり、住民のニーズに応えられる。</u></p> <p><u>災害発生時には、業務量が急激に増加し、極めて膨大なものとなるが、業務継続計画を策定（継続的改善を含む。）することにより、非常時優先業務を適切かつ迅速に実施することが可能となる。</u></p> <p><u>具体的には、地域防災計画や災害対応マニュアルでは必ずしも明らかでなかった「行政も被災する深刻な事態」も考慮した非常時優先業務の執行体制や対応手順が明確となり、非常時優先業務の執行に必要な資源の確保が図られることで、災害発生直後の混乱で行政が機能不全になることを避け、早期により多くの業務を実施できるようになる。</u></p> <p><u>また、自らも被災者である職員の睡眠や休憩、帰宅など安全衛生面の配慮の向上も期待できる。</u></p>	

# 深川市業務継続計画 新旧対照表

現 行	改 定 案	備 考
<p>◆<u>非常時優先業務のイメージ</u></p> <p>「大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き」内閣府（防災担当）平成 28 年 2 月より</p> <p>3 <u>地域防災計画に対する業務継続計画の役割</u>  <u>地域防災計画は、災害対策基本法第 42 条の規定に基づき、大規模な災害に対処すべき措置事項を中心に、市民の生命、身体及び財産を守るため、市が、災害の予防、応急対策及び復旧に関し、実施すべき事務や業務について定めた計画である。</u>  <u>一方、業務継続計画は、市の庁舎や職員が被災したことにより機能が低下し利用できる資源（職員、庁舎、資機材等）に制約がある状況下において、地域防災計画で定める応急対応等を含めた「非常時優先業務」を行うにあたり必要な資源の確保、配分や指揮命令系統の明確化等の必要な対策を事前に検討した計画である。</u></p>	<p>◆<u>発災後に市町村が実施する業務の推移</u></p> <p>「大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き」内閣府（防災担当）平成 28 年 2 月より</p> <p>3 <u>地域防災計画と業務継続計画との関係</u>  <u>「深川市地域防災計画」は、災害対策基本法第 42 条の規定に基づき、大規模な災害に対処すべき措置事項を中心に、市民の生命、身体及び財産を守るため、市が、災害の予防、応急対策及び復旧に関し、実施すべき事務や業務について定めた計画である。</u>  <u>一方、「深川市業務継続計画」は、市の庁舎や職員が被災したことにより機能が低下し利用できる資源（職員、庁舎、資機材等）に制約がある状況下において、地域防災計画で定める応急対応等を含めた「非常時優先業務」を行うにあたり必要な資源の確保、配分や指揮命令系統の明確化等の必要な対策を事前に検討した計画である。</u>  <u>なお、業務継続計画で定める非常時優先業務と地域防災計画との所掌範囲の違いは、表のとおりである。</u></p>	

深川市業務継続計画 新旧対照表

現 行	改 定 案	備 考
<p><u>4 業務継続計画の効果</u>  <u>あらかじめ非常時優先業務を選定することにより、発生直後から災害応急対応策業務に迅速に取り組むことができ、また、通常業務においても行政サービスの質の低下を最小限とすることが可能となる。</u>  <u>大規模災害が発生した場合、市庁舎においても様々な障害が発生するため通常業務が一旦中断する可能性が高く、業務継続計画を策定していない場合では、多数ある通常業務からどの業務を継続するかその場で判断しつつ、可能な範囲で継続していかなければならない。さらに応急対応的に行うべき業務が膨大に増加してしまうことに伴う業務効率の低下により、行政サービスの質の低下を招いてしまう。</u>  <u>一方、業務継続計画を策定し、非常時に行うべき業務を明確にすることで、発生直後から応急対策業務に速やかに取りかかることが可能となる。また、中断せざるを得ない通常業務を明確にし、非常時の業務遂行態勢を迅速に整えることができ、発災により低下する行政サービスの質を効率よく回復することができる。</u></p> <p>(略)</p>	<p><u>4 業務継続計画の基本方針</u>  <u>市民等及び市の社会経済活動に多大な被害を及ぼすおそれのある災害に対し、市が大規模災害時にその機能を継続するため、以下の方針に基づいて非常時優先業務を選定し、資源の配分等を行う。</u>  <u>▶大規模災害から市民等の生命・身体及び財産を守る。</u>  <u>▶市内の社会経済活動機能の維持・早期復旧に努める。</u>  <u>▶業務継続のために必要な体制をとり、必要な資源を最大限有効に活用する。</u></p> <p><u>5 業務継続計画の対象となる機関</u>  <u>本計画は、大規模災害が発生した場合における、市の執行機関である市長部局、地方公営企業、教育委員会、議会事務局、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局及び農業委員会事務局での業務継続を適用対象とする。</u></p> <p>(略)</p>	

深川市業務継続計画 新旧対照表

現 行				改 定 案				備 考																																																																																																																																																																				
<p><u>7 業務継続計画の対象となる機関</u>                      本計画は、大規模災害が発生した場合における、市の執行機関である市長部局、地方公営企業、教育委員会、議会事務局、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局及び農業委員会事務局での業務継続を適用対象とする。</p>																																																																																																																																																																												
<p><u>8 庁舎の構造等</u>                      (1) 庁舎の構造・耐震性</p> <table border="1"> <tr> <td>庁舎名</td> <td>本庁舎</td> <td><u>東庁舎</u></td> <td>健康福祉センター</td> </tr> <tr> <td>竣 工</td> <td><u>昭和41年</u></td> <td></td> <td>平成9年</td> </tr> <tr> <td>構 造</td> <td colspan="2">鉄筋コンクリート造</td> <td>鉄筋コンクリート造</td> </tr> <tr> <td>規 模</td> <td><u>地上3階 地下1階</u></td> <td><u>地上2階</u></td> <td>地上3階</td> </tr> <tr> <td>延床面積</td> <td colspan="2"><u>5,421.58 m<sup>2</sup></u></td> <td>2,236 m<sup>2</sup></td> </tr> <tr> <td>耐震性</td> <td colspan="2"><u>震度5以上の地震動で、補修が困難な大きな被害または層崩壊の被害の可能性</u></td> <td>有り⇒業務継続可能</td> </tr> </table> <table border="1"> <tr> <td>庁舎名</td> <td>消防庁舎</td> <td>生きがい文化センター</td> <td>一已公民館</td> </tr> <tr> <td>竣 工</td> <td>昭和57年</td> <td>平成4年</td> <td>昭和61年</td> </tr> <tr> <td>構 造</td> <td colspan="3">鉄筋コンクリート造</td> </tr> <tr> <td>規 模</td> <td>地上3階 地下1階</td> <td>地上2階 地下1階</td> <td>地上2階</td> </tr> <tr> <td>延床面積</td> <td>2,994.53 m<sup>2</sup></td> <td>6,284.76 m<sup>2</sup></td> <td>654 m<sup>2</sup></td> </tr> <tr> <td>耐震性</td> <td colspan="3">有り⇒業務継続可能</td> </tr> </table> <p>(2) 庁舎の非常用電源設備等</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>市役所本庁舎</td> <td><u>東庁舎</u></td> <td>健康福祉センター</td> </tr> <tr> <td>種別</td> <td colspan="3">                     小型発電機                      交流3.5KVA×1基、交流2.4KVA×1基、                      交流0.9KVA×2基 交流0.45KVA×1基、                 </td> </tr> <tr> <td>燃料タンク</td> <td colspan="3"><u>なし</u></td> </tr> <tr> <td>稼働時間</td> <td colspan="3"><u>6時間</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td>消防庁舎</td> <td>生きがい文化センター</td> <td>一已公民館</td> </tr> <tr> <td>種別</td> <td>50KVA</td> <td>50KVA</td> <td>なし(購入予定)</td> </tr> <tr> <td>燃料タンク</td> <td>軽油 230ℓ</td> <td>軽油 95ℓ</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td>稼働時間</td> <td>14時間</td> <td>5時間</td> <td></td> </tr> </table>				庁舎名	本庁舎	<u>東庁舎</u>	健康福祉センター	竣 工	<u>昭和41年</u>		平成9年	構 造	鉄筋コンクリート造		鉄筋コンクリート造	規 模	<u>地上3階 地下1階</u>	<u>地上2階</u>	地上3階	延床面積	<u>5,421.58 m<sup>2</sup></u>		2,236 m <sup>2</sup>	耐震性	<u>震度5以上の地震動で、補修が困難な大きな被害または層崩壊の被害の可能性</u>		有り⇒業務継続可能	庁舎名	消防庁舎	生きがい文化センター	一已公民館	竣 工	昭和57年	平成4年	昭和61年	構 造	鉄筋コンクリート造			規 模	地上3階 地下1階	地上2階 地下1階	地上2階	延床面積	2,994.53 m <sup>2</sup>	6,284.76 m <sup>2</sup>	654 m <sup>2</sup>	耐震性	有り⇒業務継続可能				市役所本庁舎	<u>東庁舎</u>	健康福祉センター	種別	小型発電機 交流3.5KVA×1基、交流2.4KVA×1基、 交流0.9KVA×2基 交流0.45KVA×1基、			燃料タンク	<u>なし</u>			稼働時間	<u>6時間</u>				消防庁舎	生きがい文化センター	一已公民館	種別	50KVA	50KVA	なし(購入予定)	燃料タンク	軽油 230ℓ	軽油 95ℓ	なし	稼働時間	14時間	5時間		<p><u>7 庁舎の構造等</u>                      (1) 庁舎の構造・耐震性</p> <table border="1"> <tr> <td>庁舎名</td> <td>本庁舎</td> <td></td> <td>健康福祉センター</td> </tr> <tr> <td>竣 工</td> <td><u>令和5年</u></td> <td></td> <td>平成9年</td> </tr> <tr> <td>構 造</td> <td colspan="2">鉄筋コンクリート造</td> <td>鉄筋コンクリート造</td> </tr> <tr> <td>規 模</td> <td><u>地上4階</u></td> <td></td> <td>地上3階</td> </tr> <tr> <td>延床面積</td> <td colspan="2"><u>6,515.35 m<sup>2</sup></u></td> <td>2,236 m<sup>2</sup></td> </tr> <tr> <td>耐震性</td> <td colspan="2"><u>有り⇒業務継続可能</u></td> <td>有り⇒業務継続可能</td> </tr> </table> <table border="1"> <tr> <td>庁舎名</td> <td>消防庁舎</td> <td>生きがい文化センター</td> <td>一已公民館</td> </tr> <tr> <td>竣 工</td> <td>昭和57年</td> <td>平成4年</td> <td>昭和61年</td> </tr> <tr> <td>構 造</td> <td colspan="3">鉄筋コンクリート造</td> </tr> <tr> <td>規 模</td> <td>地上3階 地下1階</td> <td>地上2階 地下1階</td> <td>地上2階</td> </tr> <tr> <td>延床面積</td> <td>2,994.53 m<sup>2</sup></td> <td>6,284.76 m<sup>2</sup></td> <td>654 m<sup>2</sup></td> </tr> <tr> <td>耐震性</td> <td colspan="3">有り⇒業務継続可能</td> </tr> </table> <p>(2) 庁舎の非常用電源設備等</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>市役所本庁舎</td> <td></td> <td>健康福祉センター</td> </tr> <tr> <td>種別</td> <td colspan="3"><u>非常用発電設備 交流270KVA×1基</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="3">                     小型発電機                      交流3.5KVA×1基、交流2.4KVA×1基、                      交流0.9KVA×2基 交流0.45KVA×1基、                 </td> </tr> <tr> <td>燃料タンク</td> <td colspan="3"><u>灯油(20,000ℓ1台、490ℓ×1台)</u></td> </tr> <tr> <td>稼働時間</td> <td colspan="3"><u>72時間以上(最長7日間分)</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td>消防庁舎</td> <td>生きがい文化センター</td> <td>一已公民館</td> </tr> <tr> <td>種別</td> <td>50KVA</td> <td>50KVA</td> <td>なし(購入予定)</td> </tr> <tr> <td>燃料タンク</td> <td>軽油 230ℓ</td> <td>軽油 95ℓ</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td>稼働時間</td> <td>14時間</td> <td>5時間</td> <td></td> </tr> </table>				庁舎名	本庁舎		健康福祉センター	竣 工	<u>令和5年</u>		平成9年	構 造	鉄筋コンクリート造		鉄筋コンクリート造	規 模	<u>地上4階</u>		地上3階	延床面積	<u>6,515.35 m<sup>2</sup></u>		2,236 m <sup>2</sup>	耐震性	<u>有り⇒業務継続可能</u>		有り⇒業務継続可能	庁舎名	消防庁舎	生きがい文化センター	一已公民館	竣 工	昭和57年	平成4年	昭和61年	構 造	鉄筋コンクリート造			規 模	地上3階 地下1階	地上2階 地下1階	地上2階	延床面積	2,994.53 m <sup>2</sup>	6,284.76 m <sup>2</sup>	654 m <sup>2</sup>	耐震性	有り⇒業務継続可能				市役所本庁舎		健康福祉センター	種別	<u>非常用発電設備 交流270KVA×1基</u>				小型発電機 交流3.5KVA×1基、交流2.4KVA×1基、 交流0.9KVA×2基 交流0.45KVA×1基、			燃料タンク	<u>灯油(20,000ℓ1台、490ℓ×1台)</u>			稼働時間	<u>72時間以上(最長7日間分)</u>				消防庁舎	生きがい文化センター	一已公民館	種別	50KVA	50KVA	なし(購入予定)	燃料タンク	軽油 230ℓ	軽油 95ℓ	なし	稼働時間	14時間	5時間		
庁舎名	本庁舎	<u>東庁舎</u>	健康福祉センター																																																																																																																																																																									
竣 工	<u>昭和41年</u>		平成9年																																																																																																																																																																									
構 造	鉄筋コンクリート造		鉄筋コンクリート造																																																																																																																																																																									
規 模	<u>地上3階 地下1階</u>	<u>地上2階</u>	地上3階																																																																																																																																																																									
延床面積	<u>5,421.58 m<sup>2</sup></u>		2,236 m <sup>2</sup>																																																																																																																																																																									
耐震性	<u>震度5以上の地震動で、補修が困難な大きな被害または層崩壊の被害の可能性</u>		有り⇒業務継続可能																																																																																																																																																																									
庁舎名	消防庁舎	生きがい文化センター	一已公民館																																																																																																																																																																									
竣 工	昭和57年	平成4年	昭和61年																																																																																																																																																																									
構 造	鉄筋コンクリート造																																																																																																																																																																											
規 模	地上3階 地下1階	地上2階 地下1階	地上2階																																																																																																																																																																									
延床面積	2,994.53 m <sup>2</sup>	6,284.76 m <sup>2</sup>	654 m <sup>2</sup>																																																																																																																																																																									
耐震性	有り⇒業務継続可能																																																																																																																																																																											
	市役所本庁舎	<u>東庁舎</u>	健康福祉センター																																																																																																																																																																									
種別	小型発電機 交流3.5KVA×1基、交流2.4KVA×1基、 交流0.9KVA×2基 交流0.45KVA×1基、																																																																																																																																																																											
燃料タンク	<u>なし</u>																																																																																																																																																																											
稼働時間	<u>6時間</u>																																																																																																																																																																											
	消防庁舎	生きがい文化センター	一已公民館																																																																																																																																																																									
種別	50KVA	50KVA	なし(購入予定)																																																																																																																																																																									
燃料タンク	軽油 230ℓ	軽油 95ℓ	なし																																																																																																																																																																									
稼働時間	14時間	5時間																																																																																																																																																																										
庁舎名	本庁舎		健康福祉センター																																																																																																																																																																									
竣 工	<u>令和5年</u>		平成9年																																																																																																																																																																									
構 造	鉄筋コンクリート造		鉄筋コンクリート造																																																																																																																																																																									
規 模	<u>地上4階</u>		地上3階																																																																																																																																																																									
延床面積	<u>6,515.35 m<sup>2</sup></u>		2,236 m <sup>2</sup>																																																																																																																																																																									
耐震性	<u>有り⇒業務継続可能</u>		有り⇒業務継続可能																																																																																																																																																																									
庁舎名	消防庁舎	生きがい文化センター	一已公民館																																																																																																																																																																									
竣 工	昭和57年	平成4年	昭和61年																																																																																																																																																																									
構 造	鉄筋コンクリート造																																																																																																																																																																											
規 模	地上3階 地下1階	地上2階 地下1階	地上2階																																																																																																																																																																									
延床面積	2,994.53 m <sup>2</sup>	6,284.76 m <sup>2</sup>	654 m <sup>2</sup>																																																																																																																																																																									
耐震性	有り⇒業務継続可能																																																																																																																																																																											
	市役所本庁舎		健康福祉センター																																																																																																																																																																									
種別	<u>非常用発電設備 交流270KVA×1基</u>																																																																																																																																																																											
	小型発電機 交流3.5KVA×1基、交流2.4KVA×1基、 交流0.9KVA×2基 交流0.45KVA×1基、																																																																																																																																																																											
燃料タンク	<u>灯油(20,000ℓ1台、490ℓ×1台)</u>																																																																																																																																																																											
稼働時間	<u>72時間以上(最長7日間分)</u>																																																																																																																																																																											
	消防庁舎	生きがい文化センター	一已公民館																																																																																																																																																																									
種別	50KVA	50KVA	なし(購入予定)																																																																																																																																																																									
燃料タンク	軽油 230ℓ	軽油 95ℓ	なし																																																																																																																																																																									
稼働時間	14時間	5時間																																																																																																																																																																										

深川市業務継続計画 新旧対照表

現 行		改 定 案		備 考	
<p>(3) 庁舎等の被害及び復旧想定</p> <p>本計画で想定する地震が発生した場合における、ある程度の一般性があるものとして想定される市役所本庁舎・<b>東庁舎</b>、健康福祉センター・消防庁舎・生きがい文化センター・一已公民館の被害状況及び復旧想定を下表に示す。</p>		<p>(3) 庁舎等の被害及び復旧想定</p> <p>本計画で想定する地震が発生した場合における、ある程度の一般性があるものとして想定される市役所本庁舎____、健康福祉センター・消防庁舎・生きがい文化センター・一已公民館の被害状況及び復旧想定を下表に示す。</p>			
項目	被害状況	復旧想定	項目	被害状況	復旧想定
庁舎等	<p>・市役所本庁舎及び東庁舎は立入禁止の措置がとられ、庁舎内での業務が一切できないと想定。</p> <p>健康福祉センター・消防庁舎・生きがい文化センター・一已公民館は耐震構造であり、倒壊等の被害はないと想定。</p>	<p>・執務場所を確保し、当面の間暫定的に使用する。</p>	庁舎等	<p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>・市役所本庁舎・健康福祉センター・消防庁舎・生きがい文化センター・一已公民館は耐震構造であり、倒壊等の被害はないと想定。</p>	
執務環境	<p>・固定されていない書棚が転倒・落下したり、書類などが散乱して通路を塞ぐおそれがある。</p>	<p>・書棚等の再設置や、ガラスの片付に数時間要することが予想される。</p>	執務環境	<p>・固定されていない書棚が転倒・落下したり、書類などが散乱して通路を塞ぐおそれがある。</p>	<p>・書棚等の再設置や、ガラスの片付に数時間要することが予想される。</p>
周辺環境	<p>・庁舎の周辺で、建物の一部倒壊や火災発生のおそれがあるため、発災直後は、周辺にいる市民等が助けを求めてくることも予想される。</p>	<p>・時間の経過とともに市民等が帰宅又は避難所へ移動すると思われるが、場合によっては来庁者への対応を継続する必要がある。</p>	周辺環境	<p>・庁舎の周辺で、建物の一部倒壊や火災発生のおそれがあるため、発災直後は、周辺にいる市民等が助けを求めてくることも予想される。</p>	<p>・時間の経過とともに市民等が帰宅又は避難所へ移動すると思われるが、場合によっては来庁者への対応を継続する必要がある。</p>
電力	<p>・外部からの電力供給が中断した場合は、<b>自家用</b>発電機により供給する。</p>	<p>・発電所や送電設備の被害状況によるが、復旧には数日間を要すると予想される。</p>	電力	<p>・外部からの電力供給が中断した場合は、<b>非常用</b>発電機により供給する。</p>	<p>・発電所や送電設備の被害状況によるが、復旧には数日間を要すると予想される。</p>
空調	<p>・外部からの電力供給が中断した場合は、<b>空調機器が停止する。</b></p> <p>・庁舎の被害状況によっては、空調用の管路破断により管内の液体が漏れ出す可能性がある。</p>	<p>・<b>電源復旧するまでは使用できなくなる。</b></p> <p>・管路破断の場合は、復旧まで相当の時間を要する。</p> <p>・冬季は、電力の要らない石油ストーブで対応する。</p>	空調	<p>・外部からの電力供給が中断した場合は、<b>発電機から空調機器に電力供給するただし、一般執務室の冷房は使用できない。</b></p> <p>・庁舎の被害状況によっては、空調用の管路破断により管内の液体が漏れ出す可能性がある。</p>	<p>_____</p> <p>_____</p> <p>・管路破断の場合は、復旧まで相当の時間を要する。</p> <p>・冬季は、電力の要らない石油ストーブで対応する。</p>
ガス	<p>・<b>庁内のガス管路の破損等による火災の可能性が高まる。</b></p>	<p>・<b>管路破断の場合は、復旧まで相当時間を要する。</b></p>	_____	_____	_____
上水道	<p>・庁舎内の管路被害等により断水する可能性が高い。また、排水機能の被害によっては上水道が使用できない。</p>	<p>・管路破断の場合は、復旧まで相当の時間を要する。</p>	上水道	<p>・庁舎内の管路被害等により断水する可能性が高い。また、排水機能の被害によっては上水道が使用できない。</p>	<p>・管路破断の場合は、復旧まで相当の時間を要する。</p>

深川市業務継続計画 新旧対照表

現 行			改 定 案			備 考
排水機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>・内外の管路被害等により、下水道に流せない恐れがある。その場合、復旧までトイレ・流し等（排水機能）が使用できない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市内下水道の復旧には、相当の時間を要する。</li> <li>・建物内の管路破断の場合は、復旧まで相当の時間を要する。</li> </ul>	排水機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>・内部の管路被害等により、下水が使用できないおそれがある。</li> <li>・外部の管路被害等では緊急排水槽に汚水を一時貯留することが可能。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市内下水道の復旧には、相当の時間を要する。</li> <li>・建物内の管路破断の場合は、復旧まで相当の時間を要する。</li> </ul>	
電 話	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市役所本庁舎の地下に電話交換機があるため、市役所本庁・東庁舎、健康福祉センターの電話は使用できない。</li> <li>・ _____ 消防庁舎・生きがい文化センターの電話は使用可能。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・電話回線について、比較的早期に復旧する可能性が高い。輻輳は1週間程度続く可能性がある。</li> <li>・衛星電話設備も破損するため、使用できない。</li> <li>・個人所有の携帯電話に頼らざるを得ない。</li> </ul>	電 話	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市役所本庁舎・消防庁舎・生きがい文化センターの電話は使用可能。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>_____ 輻輳は1週間程度続く可能性がある。</li> </ul>	
情 報 システム	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事務所内の固定されていないパソコン等の情報機器は落下による破損等により利用できない可能性がある。</li> <li>・停電等により、非常用電源のない情報システム機器は停止する。 _</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・代替拠点に新規でシステム利用環境の構築が必要。</li> <li>・主要なシステムの復旧までの期間は10日程度を要する。</li> <li>・全システムの復旧までの期間は、主要なシステム復旧後2カ月程度を要する。</li> </ul>	情 報 システム	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事務所内の固定されていないパソコン等の情報機器は落下による破損等により利用できない可能性がある。</li> <li>・停電等により、非常用電源のない情報システム機器は停止する。<u>なお重要機器は発電機で稼働可能。</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全システムの復旧までの期間は、主要なシステム復旧後2カ月程度を要する。</li> </ul>	
(4) 業務執行環境の現状・課題と対応方針			(4) 業務執行環境の現状・課題と対応方針			
課題・現状	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市役所本庁舎・東庁舎は倒壊の恐れがある。</li> </ul>		課題・現状	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発電機等に持続的に燃料を供給する。</li> </ul>		
主 な 対応方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・あらかじめ代替執務場所を選定する。</li> <li>・初期活動に必要な資機材等を整備する。</li> </ul>		主 な 対応方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・定期的に燃料残量確認及び保管場所を選定する。</li> <li>・初期活動に必要な資機材等を整備する。</li> </ul>		
担当課	総務課、自治防災室		担当課	総務課		
(略)			(略)			



深川市業務継続計画 新旧対照表

現 行			改 定 案			備 考
<p>(3) 庁舎等の被害及び復旧想定</p> <p><u>庁舎の治水対策として、庁舎出入口7カ所において土のう設置などを行うが、完全に浸水を阻止することは困難と予想されることから、ある程度の一般性があるものとして想定される市役所本庁舎・東庁舎、健康福祉センターの被害状況及び復旧想定を下表に示す。</u></p>			<p>(3) 庁舎等の被害及び復旧想定</p> <p><u>100年に一度の浸水対策として、庁舎出入口3カ所において防潮板を設置する。1000年に一度の浸水対策として、2階に出入口を設けているほか、1階の電気系統と、2階以上の電気系統を分けており、1階が浸水被害に遭った場合には、2階以上で災害対応を行う。</u></p>			
項目	被害状況	復旧想定	項目	被害状況	復旧想定	
庁舎等	<ul style="list-style-type: none"> <li>市役所本庁舎・<u>東庁舎</u>・健康福祉センターの1階部分は浸水した場合は、半日程度浸水したままになることが想定される。</li> <li><u>市役所本庁舎地階については、水が退いた後もしばらく浸水したままの状態が続くことが想定される。</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市役所本庁舎・東庁舎・健康福祉センターの水が退いたのち、床清掃・防除後使用する。</li> </ul>	庁舎等	<ul style="list-style-type: none"> <li>市役所本庁舎・<u>      </u>・健康福祉センターの1階部分は浸水した場合は、半日程度浸水したままになることが想定される。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li><u>代替執務場所を確保する。</u></li> <li>市役所本庁舎・東庁舎・健康福祉センターの水が退いたのち、床清掃・防除後使用する。</li> </ul>	
執務環境	<ul style="list-style-type: none"> <li>書棚等の一部が浸水被害を受けると想定される。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li><u>市役所本庁舎地下にある文書は、2階以上の担当部課に避難させる。</u></li> <li>1階部分の浸水を避けなければならない書類等は、浸水前に<u>東会議室・本庁舎3階大会議室</u>へ退避させる。</li> </ul>	執務環境	<ul style="list-style-type: none"> <li>書棚等の一部が浸水被害を受けると想定される。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li><u>      </u></li> <li>1階部分の浸水を避けなければならない書類等は、浸水前に<u>代替執務場所</u>へ退避させる。</li> </ul>	
周辺環境	<ul style="list-style-type: none"> <li>発災直後は、周辺にいる市民等が助けを求めてくることが予想される。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>時間の経過とともに市民等が帰宅又は避難所へ移動すると思われるが、状況により来庁者対応を継続する必要性が生じる。</li> </ul>	周辺環境	<ul style="list-style-type: none"> <li>発災直後は、周辺にいる市民等が助けを求めてくることが予想される。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>時間の経過とともに市民等が帰宅又は避難所へ移動すると思われるが、状況により来庁者対応を継続する必要性が生じる。</li> </ul>	
電力	<ul style="list-style-type: none"> <li><u>受電設備が浸水することにより、外部からの電力供給が中断することが予想される。</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li><u>受電設備が水没した場合、取り替える必要があり日数を要する。</u></li> </ul>	電力	<ul style="list-style-type: none"> <li><u>外部からの電力供給が中断した場合は、非常用発電設備により供給する。</u></li> </ul>		
空調	<ul style="list-style-type: none"> <li>外部からの電力供給が中断した場合は、<u>空調機器が停止する。</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>受電設備の復旧に合わせて使用が可能になる。</li> </ul>	空調	<ul style="list-style-type: none"> <li>外部からの電力供給が中断した場合は、<u>発電機から空調機器に電力供給する。ただし、一般執務室の冷房は使用できない。</u></li> <li><u>庁舎の被害状況によっては、空調用の管路破断により管内の液体が漏れ出す可能性がある。</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>受電設備の復旧に合わせて使用が可能になる。</li> <li><u>冬季は、電力の要らない石油ストーブで対応する。</u></li> </ul>	
<u>ガス</u>	<ul style="list-style-type: none"> <li><u>ガス容器保管庫が破損した場合、供給設備が破損する可能性がある。</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li><u>供給設備を取り替える必要がある。</u></li> </ul>				

深川市業務継続計画 新旧対照表

現 行			改 定 案			備 考
上水道	・庁舎内の管路が破損した場合、断水する。	・管路破断の場合は、応急修理が可能である。	上水道	・庁舎内の管路が破損した場合、断水する。	・管路破断の場合は、応急修理が可能である。	
排水機能	・ <u>下水道本管内に雨等が流れ込み、逆流等により、復旧までトイレ・流し等(排水機能)が使用できない。</u>	・市内下水道の復旧には、相当の時間を要する。 ・仮設トイレの設置が必要。	排水機能	・ <u>内部の管路被害等により、下水が使用できないおそれがある。外部の管路被害等では緊急排水槽に汚水を一時貯留することが可能。</u>	・市内下水道の復旧には、相当の時間を要する。 ・仮設トイレの設置が必要。	
電 話	・ <u>電話交換機については、水没後は復旧不能となると想定される。</u>	・ <u>小型発電機をつないで、移動式防災無線は使用できる。</u> ・ <u>電話交換機は、メーカーからの調達が必要になり日数を要する。</u>	電 話	・ <u>市役所本庁舎、健康福祉センター消防庁舎、生きがい文化センターの電話は使用可能。</u>	・ <u>輻輳は1週間程度続く可能性がある。</u>	
情 報システム	・ <u>停電等により、情報システム機器、庁内ネットワークが使用できない可能性がある。</u> ・ <u>市役所低層階設置の機器(サーバ等)が水没により使用できない可能性がある。</u> ・生きがい文化センター低層階設置の機器(サーバ等)が水没により使用できない可能性がある。	・停電が解消後、3時間以内に一部を除く情報システムを復旧。 ・ <u>浸水前に市役所本庁舎低層階設置の機器(サーバ等)を3階へ退避させる。</u> ・ <u>浸水前に市役所本庁舎・東庁舎・健康福祉センター1階に設置の情報機器を2階又は3階へ退避させる。</u> ・低層階の機器が水没で使用不能の場合、関連システムの復旧までの期間は1週間～1.5カ月程度を要すると想定される。	情 報システム	・ <u>停電等により、非常用電源のない情報システム機器は停止する。なお重要機器は発電機で稼働可能。</u> ・生きがい文化センター低層階設置の機器(サーバ等)が水没により使用できない可能性がある。	・停電が解消後、3時間以内に一部を除く情報システムを復旧。       ・低層階の機器が水没で使用不能の場合、関連システムの復旧までの期間は1週間～1.5カ月程度を要すると想定される。	
(4) 業務執行環境の現状・課題と対応方針			(4) 業務執行環境の現状・課題と対応方針			
課題・現状	・市役所本庁舎、東庁舎、健康福祉センターの1階部分及び地下が <u>浸水。</u>		課題・現状	・市役所本庁舎の <u>1階部分が浸水。</u>		
主 なる対応方針	・あらかじめ代替執務場所を選定する <u>(窓口業務については、当面、本庁舎大会議室、健康福祉センターの2階部分に設置する。)</u> 。 ・本庁舎の地下書庫にある重要書類の搬送については、 <u>庁舎が水没する危険が迫った場合は、搬送作業を中止とし迷わず退避指示をする。</u>		主 なる対応方針	・あらかじめ代替執務場所を選定する  ・ <u>書類に優先順位をつけ、優先度の高い書類から搬送する。</u>		
担当課	総務課		担当課	総務課		

深川市業務継続計画 新旧対照表

現 行		改 定 案	備 考
<p><b>第3章 非常時優先業務の選定</b></p> <p>1 非常時優先業務の考え方</p> <p>本市における非常時優先業務とは、大規模災害により市役所機能に甚大な被害が生じた際に、発災から1カ月以内に優先すべき業務であって、発災後に実施する「応急復旧業務」「早期に実施すべき復旧業務」「優先度の高い通常業務」の総称であり、制約された条件の中でも、これらの業務を円滑に執行できるようにすることを目的とする。</p> <p><b>非常時優先業務の考え方と目標時間</b></p>			
業務開始 目標時間	業務の考え方	主な業務例	
発生から 3時間以内	<p>○市民の生命・身体の保護を最優先</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・初動体制の確立</li> <li>・避難所の対応、避難誘導の開始</li> <li>・救助、救急の開始</li> <li>・被災状況の把握</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員の参集及び安否確認</li> <li>・災害対策本部の設置</li> <li>・避難所の開設</li> <li>・救助、救急体制の確立</li> <li>・被害状況の調査</li> </ul>	
発生から 12時間以内	<p>○市民の生命・身体の保護を最優先</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ライフライン等への対応</li> <li>・避難者の把握</li> <li>・遺体対応</li> <li>・応急活動（救助、救急以外）の開始</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・電気、水道等インフラ確認</li> <li>・避難者リストの作成</li> <li>・防災関係機関への応援要請</li> <li>・遺体の安置場所の設置</li> </ul>	
発生から 24時間以内	<p>○市民の生命・身体の保護を最優先</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・避難生活支援の開始</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・食料、生活必需品の調達</li> <li>・仮設トイレ等の設置</li> <li>・建築物危険度判定の実施</li> <li>・火葬手続き</li> <li>・水道等の復旧</li> <li>・ボランティア等の受入れ対応</li> </ul>	
発生から 3日以内	<p>○避難生活への対策開始</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・被災者への支援開始</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害救助法の適用申請</li> </ul>	
発生から 1週間以内	<p>○被災者の通常生活復帰への業務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・復旧、復興に係る業務の開始</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害廃棄物の受入れ</li> </ul>	
発生から 2週間以内	<p>○本格的な復旧、復興の開始</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生活再建のための復旧、復興の開始</li> <li>・行政窓口機能の回復</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・罹災証明の発行</li> </ul>	
発生から 1ヵ月以内	<p>○通常業務の開始</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・その他の行政機能の回復</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・変更契約業務</li> </ul>	

深川市業務継続計画 新旧対照表

現 行	改 定 案	備 考																						
<p><u>2 非常時優先業務の選定方法</u></p> <p><u>(1) 非常時優先業務（応急復旧業務及び早期実施すべき復旧業務）</u></p> <p><u>ア 地域防災計画による災害応急対応業務</u></p> <p><u>イ 他市の被災事例や、各課において大規模地震発生時に早期実施すべき優先度の高い災害復旧業務</u></p> <p><u>(2) 非常時優先業務（優先度の高い通常業務）</u></p> <p><u>通常業務の全業務について、1カ月間業務を休止することに伴う市民生活の影響度を分析し、休止、または実施の判断をおこなった。</u></p> <p><u>このうち、休止に伴い影響が大きく、1カ月以内に実施すべきと判断した業務を非常時優先業務と位置付けた。</u></p> <p><u>非常時優先業務の選定基準</u></p> <table border="1" data-bbox="172 835 1302 1476"> <thead> <tr> <th>優先度</th> <th colspan="2">選定基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A 1</td> <td>発災後3時間以内に</td> <td rowspan="3">業務に着手しないと、市民の生命、生活及び財産の保護、市内に社会経済活動の維持に重大な影響を及ぼすため、優先的に対策を講ずべき業務</td> </tr> <tr> <td>A 2</td> <td>発災後12時間以内に</td> </tr> <tr> <td>A 3</td> <td>発災後24時間以内に</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td colspan="2">遅くとも発災後3日以内に業務に着手しないと、市民の生命、生活及び財産の保護、市内の社会経済活動の維持に相当な影響を及ぼすため、早期に対策を講ずべき業務</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td colspan="2">遅くとも発災後1週間以内に業務に着手しないと、市民の生命、生活及び財産の保護、市内の社会経済活動の維持に影響を及ぼすため、対策を講ずべき業務</td> </tr> <tr> <td>D</td> <td colspan="2">遅くとも発災後2週間以内に業務に着手しないと、市民の生活及び財産の保護、市内の社会経済活動の維持に影響を及ぼすため、対策を講ずべき業務</td> </tr> <tr> <td>E</td> <td colspan="2">発災後2週間を超え1カ月以内程度に着手する主に応急業務や通常業務の中で、優先度の高いもの</td> </tr> </tbody> </table>	優先度	選定基準		A 1	発災後3時間以内に	業務に着手しないと、市民の生命、生活及び財産の保護、市内に社会経済活動の維持に重大な影響を及ぼすため、優先的に対策を講ずべき業務	A 2	発災後12時間以内に	A 3	発災後24時間以内に	B	遅くとも発災後3日以内に業務に着手しないと、市民の生命、生活及び財産の保護、市内の社会経済活動の維持に相当な影響を及ぼすため、早期に対策を講ずべき業務		C	遅くとも発災後1週間以内に業務に着手しないと、市民の生命、生活及び財産の保護、市内の社会経済活動の維持に影響を及ぼすため、対策を講ずべき業務		D	遅くとも発災後2週間以内に業務に着手しないと、市民の生活及び財産の保護、市内の社会経済活動の維持に影響を及ぼすため、対策を講ずべき業務		E	発災後2週間を超え1カ月以内程度に着手する主に応急業務や通常業務の中で、優先度の高いもの			<p><u>第3章 業務継続計画</u></p> <p><u>の特に重要な6要素に</u></p> <p><u>変更のため削除。</u></p> <p><u>主な非常時優先業務一</u></p> <p><u>覧（市立病院と消防署</u></p> <p><u>は除く）については各</u></p> <p><u>部局で修正が行えるよ</u></p> <p><u>う、本計画とは別に作</u></p> <p><u>成したもの。</u></p>
優先度	選定基準																							
A 1	発災後3時間以内に	業務に着手しないと、市民の生命、生活及び財産の保護、市内に社会経済活動の維持に重大な影響を及ぼすため、優先的に対策を講ずべき業務																						
A 2	発災後12時間以内に																							
A 3	発災後24時間以内に																							
B	遅くとも発災後3日以内に業務に着手しないと、市民の生命、生活及び財産の保護、市内の社会経済活動の維持に相当な影響を及ぼすため、早期に対策を講ずべき業務																							
C	遅くとも発災後1週間以内に業務に着手しないと、市民の生命、生活及び財産の保護、市内の社会経済活動の維持に影響を及ぼすため、対策を講ずべき業務																							
D	遅くとも発災後2週間以内に業務に着手しないと、市民の生活及び財産の保護、市内の社会経済活動の維持に影響を及ぼすため、対策を講ずべき業務																							
E	発災後2週間を超え1カ月以内程度に着手する主に応急業務や通常業務の中で、優先度の高いもの																							

深川市業務継続計画 新旧対照表

現 行				改 定 案							備 考
3 主な非常時優先業務一覧（市立病院と消防署は除く）											
課	業 務 名	業務種別	優先度	着手目標時期（以内）							
				3 時 間	1-2 時 間	2-4 時 間	3 日 間	1 週 間	2 週 間	1 カ 月	
自治防災室	災害対策本部の立ち上げ	応急復旧	A1	●							
	災害対策本部会議の開催	応急復旧	A1	●							
	災害対策本部会議での決定事項の伝達	応急復旧	A1	●							
	概括的な被害情報の収集・伝達及び応援要請	応急復旧	A1	●							
	避難勧告・指示の発令及び警戒区域の立ち入り	応急復旧	A1	●							
	避難所開設、運営の統括	応急復旧	A1	●							
	道災害対策本部及び防災関係機関との連絡調整	応急復旧	A1	●							
	災害日誌及び災害記録	応急復旧	A1	●							
	緊急輸送の統括	応急復旧	A1	●							
	災害救助法の適用申請	応急復旧	B				●				
自衛隊の派遣要請	応急復旧	A2		●							
総務課・監査事務局・選挙管理委員会	被害情報等の収集及び整理	応急復旧	A1	●							
	住民への災害広報	応急復旧	A1	●							
	報道機関との連絡調整	応急復旧	A1	●							
	災害時の資料及び記録写真等の収集	応急復旧	A1	●							
	調査団の受入れ	応急復旧	A3			●					
	情報システムの被害状況の把握と復旧作業	応急復旧	A1	●							
	秘書に関すること	通常	A1	●							
	ホームページの運用	通常	A1	●							
	公用車配車計画の樹立及び実施	応急復旧	A1	●							
	携帯電話及び防災行政無線の確保	応急復旧	A1	●							
	緊急通行車両確認証明書及び標章の交付	応急復旧	A1	●							
	食料、生活必需品、応急復旧資機材その他物資調達確保をするための手配	応急復旧	A1	●							

深川市業務継続計画 新旧対照表

現 行				改 定 案							備 考
課	業 務 名	業務種別	優先度	着手目標時期 (以内)							
				3 時 間	1 2 時 間	2 4 時 間	3 日 間	1 週 間	2 週 間	1 カ 月	
総務課・ 監査事務局・ 選挙管理委員会	庁舎の管理	応急復旧	A1	●							
	庁舎等の安全確保等	応急復旧	A1	●							
	公印の看守に関する事	通常	A1	●							
	文書の收受及び発送に関する事	通常	C					●			
	参集職員の把握	応急復旧	A1	●							
	職員の配置調整	応急復旧	A1	●							
	他自治体からの応援職員の配置調整及び健康管理	応急復旧	B				●				
	応援自治体との連絡調整	応急復旧	D						●		
	給与支給、人件費執行管理事務	通常	D						●		
	公務災害事務	通常	E								●
	本部連絡の指示により臨時応援	応急復旧	A3			●					
納内支	納内地区における情報収集及び災害対策活動	応急復旧	A1	●							
	納内地区の避難所に関する事	応急復旧	A1	●							
多度志支所	多度志地区における情報収集及び災害対策活動	応急復旧	A1	●							
	多度志地区の避難所に関する事	応急復旧	A1	●							
企画財政課	災害応急費及び災害復旧費の予算措置	応急復旧	C					●			
	市有財産の被害調査に関する事	応急復旧	A1	●							
	避難所運営のための支援	応急復旧	A1	●							
会計課	義援金の受入事務	応急復旧	B				●				
	災害応急対策に係る経費、見舞金等の支払事務	応急復旧	B				●				
	災害対策以外で期限のある経費（市債償還など）	通常	C					●			
税務課	住宅等の建物被害調査	応急復旧	C					●			
	罹災証明書に関する事	応急復旧	D						●		
	市税の賦課証明及び閲覧	通常	C					●			
	納税証明に関する事	通常	C					●			
	自治防災室（本部情報連絡室）の指示により臨時応援	応急復旧	A3			●					

深川市業務継続計画 新旧対照表

現 行				改 定 案							備 考
課	業 務 名	業務種別	優先度	着手目標時期 (以内)							
				3 時 間	1 2 時 間	2 4 時 間	3 日 間	1 週 間	2 週 間	1 カ 月	
税務課	避難所運営のための支援	応急復旧	A1	●							
市民課	届書の受付に関すること	通常	A3			●					
	火葬許可書に関すること	通常	A3			●					
	被災者リストの作成	応急復旧	A2		●						
	戸籍謄抄本、住民票の写し及び諸証明の交付等に関すること	通常	C					●			
	個人番号カードの交付に関すること	通常	C					●			
	パスポートの申請受付及び交付に関すること	通常	E								●
	避難所運営のための支援	応急復旧	A1	●							
社会福祉課	ボランティア支援本部の立ち上げ及び運営支援	応急復旧	A3			●					
	救援物資の受入れ	応急復旧	B				●				
	災害弔慰金、災害障害見舞金 災害見舞金等の支給	応急復旧	D						●		
	被災者生活再建支援法に関する事務	応急復旧	E								●
	生活必需品その他応急物資の配分	応急復旧	E								●
	生活保護に関すること	通常	C					●			
	遺体の安置場所の設置及び運営等	応急復旧	A2		●						
	避難所運営のための支援	応急復旧	A1	●							
	子育て支援推進室	保育園児の安全確保	応急復旧	A1	●						
放課後児童クラブの児童安全確保		応急復旧	A1	●							
孤児の受入れ		応急復旧	A2		●						
児童手当及び児童扶養手当に関する こと		通常	C					●			
避難所運営のための支援		応急復旧	A1	●							
健康福祉課	障害者支援施設に関すること (安否 確認含)	応急復旧	A2		●						

深川市業務継続計画 新旧対照表

現 行				改 定 案							備 考
課	業 務 名	業務種別	優先度	着手目標時期 (以内)							
				3 時 間	1 2 時 間	2 4 時 間	3 日 間	1 週 間	2 週 間	1 カ 月	
健康福祉課	障害福祉サービスの認定調査や認定審査会など障害支援区分に関すること	通常	E								●
	障害福祉サービスの給付管理に関すること	通常	E								●
	災害医療情報の収集	応急復旧	A1	●							
	母子・妊婦・障がい者の援護に関すること	応急復旧	A2		●						
	被災者の健康管理対策	応急復旧	A3			●					
	感染症対策	応急復旧	B				●				
	その他の衛生対策	応急復旧	B				●				
高齢者支援課	避難所運営のための支援	応急復旧	A1	●							
	災害時要援護者の安否確認	応急復旧	A2		●						
	介護保険の訪問調査や認定審査など要介護認定に関すること	通常	E								●
	介護保険の給付管理	通常	E								●
商工労政課・地域振興課	避難所運営のための支援	応急復旧	A1	●							
	商工関連等所管施設の被害調査及び応急措置	応急復旧	A1	●							
	市内スーパー等の営業状況の情報提供及び食料等の提供体制の把握	応急復旧	B				●				
	商店、工場、事業所等の被害状況を把握し自治防災室（本部情報連絡室）へ報告	応急復旧	C					●			
	中小企業向け災害復旧融資制度の情報提供	応急復旧	E								●
農政課	避難所運営のための支援	応急復旧	A1	●							
	農産物、家畜及び農林業用施設の被害状況把握及び自治防災室（本部情報連絡室）への報告	応急復旧	B				●				
	農業災害補償及び被災農家関係者の資金融資に関すること	応急復旧	E								●
家畜の防疫及び病害虫防除に関すること	通常	C					●				



深川市業務継続計画 新旧対照表

現 行				改 定 案							備 考
課	業 務 名	業務種別	優先度	着手目標時期 (以内)							
				3 時 間	1 2 時 間	2 4 時 間	3 日 間	1 週 間	2 週 間	1 カ 月	
農政課	農地・農林業用施設等の被害調査、 応急措置	応急復旧	A3			●					
	農業生産活動の支援及び復旧対策 に関すること	通常	D						●		
	工事設計・積算・監理に関するこ と	通常	D						●		
	避難所運営のための支援	応急復旧	A1	●							
学務課	学校施設の被害調査及び応急措置	応急復旧	A1	●							
	学校施設の避難所の開設、避難所の 受入れ	応急復旧	A1	●							
	児童生徒の避難及び救護	応急復旧	A1	●							
	学校給食に関すること	応急復旧	A3			●					
	学校施設の環境衛生及び児童・生徒 の健康に関すること	応急復旧	B				●				
	罹災児童・生徒の教科書、学用品の 調達	応急復旧	C					●			
	学校関係文書の收受及び発送	通常	C					●			
	教職員の公務災害事務	通常	E							●	
	学校施設・教職員の共済住宅の維持 管理業務	通常	E							●	
	奨学金の貸与事務	通常	D						●		
生涯学習スポーツ課	社会教育施設の被害状況及び応急 復旧	応急復旧	A1	●							
	社会教育施設の維持管理業務	通常	E							●	
	避難所運営のための支援	応急復旧	A1	●							
議会事務局	議員の安否確認及び居場所及び連 絡先の確認	応急復旧	A1	●							
	市議会災害対策会議の設置 及び庶務に関すること	応急復旧	A1	●							
	深川市議会災害対策要綱及び深川 市議会議員災害時行動マニュアル に基づく業務	応急復旧	A1	●							

深川市業務継続計画 新旧対照表

現 行				改 定 案							備 考
課	業 務 名	業務種別	優先度	着手目標時期 (以内)							
				3 時 間	1 2 時 間	2 4 時 間	3 日 間	1 週 間	2 週 間	1 カ 月	
議 会 事 務 局	災害対策本部と市議会対策本部との連絡調整	応急復旧	A 2		●						
	関係自治体議会等との連携	応急復旧	B				●				
都 市 建 設 課	道路、橋梁、河川、公園緑地等の被害調査及び応急措置	応急復旧	A1	●							
	救急輸送道路の確保	応急復旧	A 1	●							
	関係機関（国、北海道及び建設業協会等）へ協力要請	応急復旧	A1	●							
	障害物の除去	応急復旧	A1	●							
	排水機場の稼働確認	応急復旧	A2		●						
	災害復旧作業	応急復旧	C					●			
	各種の許認可、証明手数料及び使用料の収納	通常	D						●		
	工事設計・積算・監理に関すること	通常	D						●		
建 築 住 宅 課	公共建物全体の応急危険度等の確認	応急復旧	A1	●							
	応急危険度判定実施本部の設置	応急復旧	A2		●						
	応急危険度判定業務の準備	応急復旧	A2		●						
	応急危険度判定の実施	応急復旧	A 3			●					
	応急仮設住宅建設戸数の調整及び決定	応急復旧	B				●				
	応急仮設住宅建設要望調書を道に提出	応急復旧	D						●		
	市営住宅の被害調査及び安全確認	応急復旧	A1	●							
	市営住宅への被災者受入れ	応急復旧	C					●			
	施設管理者と連携し被害調査を行い、被害度を考慮した応急復旧の手配	応急復旧	B				●				
	応急仮設住宅への入居手続き	応急復旧	E							●	
	市営住宅の入退去の手続き	通常	C					●			
	市営住宅等の調定徴収及び減免	通常	C					●			
建築確認申請等に関すること	通常	D						●			

深川市業務継続計画 新旧対照表

現 行				改 定 案							備 考
課	業 務 名	業務種別	優先度	着手目標時期 (以内)							
				3 時 間	1 2 時 間	2 4 時 間	3 日 間	1 週 間	2 週 間	1 カ 月	
建築住宅課	工事設計・積算・監理に関する こと	通常	D						●		
	上下水道課										
	上水道施設の点検及び被害状況の 確認	応急復旧	A1	●							
	断水地域及び断水状況確認	応急復旧	A1	●							
	断水に関する広報	応急復旧	A1	●							
	被災上水道施設の応急復旧対策	応急復旧	A1	●							
	深川水道設備業協会及び上水道関 連業者への協力要請	応急復旧	A1	●							
	飲料水の確保、避難所・病院等防 災拠点への応急給水	応急復旧	A2		●						
	日本水道協会道北地区協議会等へ の応援要請	応急復旧	A3			●					
	飲料水（上水）の水質検査	通常	A3			●					
	上水道施設復旧計画策定	応急復旧	B				●				
	下水道施設（農集・個排含）の点 検及び被害状況の確認	応急復旧	A1	●							
	下水道破損状況等の広報	応急復旧	A1	●							
	被災下水道施設の応急復旧対策	応急復旧	A1	●							
	深川建設業協会及び下水道関連業 者への協力要請	応急復旧	A1	●							
	下水道処理水の水質検査	通常	B				●				
	日本下水道事業団及び関係機関へ の応援要請	応急復旧	B				●				
	下水道施設復旧計画策定	応急復旧	B				●				
	応援受入れ体制の準備	応急復旧	B				●				
	上下水道施設の復旧工事	応急復旧	C					●			
	変更契約業務	通常	E							●	
	給水装置の開閉栓に関すること	通常	C					●			
	使用水量の計量・認定に関するこ と	通常	C					●			

深川市業務継続計画 新旧対照表

現 行				改 定 案							備 考
課	業 務 名	業務種別	優先度	着手目標時期 (以内)							
				3 時 間	1 2 時 間	2 4 時 間	3 日 間	1 週 間	2 週 間	1 カ 月	
上下水道課	水道料金や下水道使用料等の調定徴収及び減免に関すること	通常	C					●			
	給水停止	通常	C					●			
	給水装置の漏水に関すること	通常	D						●		
	工事設計・積算・監理に関すること	通常	D						●		
	上下水道使用に係る市民要望及び相談対応	通常	B				●				
	北空知広域水道企業団との連絡調整	通常	A1	●							
環境課	公害の防止対策(緊急性のあるもの)	応急復旧	B				●				
	飲料水の衛生に関する業務(他所管に属するものを除く)	応急復旧	A2		●						
	墓地への埋葬(蔵)及び改葬手続きに関すること	通常	C					●			
	食中毒警報に関すること	通常	A1	●							
	犬の保護及び野犬掃とうに関すること	通常	B				●				
	ごみ収集計画体制の構築及び実施	応急復旧	A2		●						
	ごみ処理施設の点検及び被害状況の確認	応急復旧	A1	●							
	北空知衛生センター組合との連絡調整	通常	A1	●							
	中・北空知廃棄物処理広域連合との連絡調整	通常	A1	●							
	し尿・浄化槽応急収集家屋情報の把握(他所管に属するものを除く)	応急復旧	A3			●					
	がれき等の処理計画策定及び体制の確保	応急復旧	A2		●						
	がれき等の処理周知・搬入	応急復旧	A3			●					
	がれき等の処理	応急復旧	B				●				
	仮設トイレ設置要望集約	応急復旧	A2		●						

深川市業務継続計画 新旧対照表

現 行										改 定 案			備 考		
課	業 務 名	業務種別	優先度	着手目標時期 (以内)											
				3 時 間	1 2 時 間	2 4 時 間	3 日 間	1 週 間	2 週 間	1 カ 月					
農業委員会	避難所運営のための支援	応急復旧	A1	●											
(略)															

深川市業務継続計画 新旧対照表

現 行	改 定 案	備 考																		
	<p><b>第3章 業務継続計画の特に重要な6要素</b></p> <p>業務継続計画の中核となり、その策定に当たって必ず定めるべき特に重要な要素として6要素（以下「重要6要素」という。）を下表に示す。</p> <p>表</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="1350 472 1617 598"><u>(1) 首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制</u></td> <td data-bbox="1617 472 2564 598"> <u>首長が不在の場合の職務の代行順位を定める。また、災害時の職員の参集体制を定める。</u>  <u>・緊急時に重要な意思決定に支障を生じさせないことが不可欠。</u>  <u>・非常時優先業務の遂行に必要な人数の職員が参集することが必要。</u> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1350 640 1617 808"><u>(2) 本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定</u></td> <td data-bbox="1617 640 2564 808"> <u>本庁舎が使用不能となった場合の執務場所となる代替庁舎を定める。</u>  <u>・地震による建物の損壊以外の理由で庁舎が使用できなくなる場合もある。</u> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1350 808 1617 976"><u>(3) 電気、水、食料等の確保</u></td> <td data-bbox="1617 808 2564 976"> <u>停電に備え、非常用発電機とその燃料を確保する。また、業務を遂行する職員等のための水、食料等を確保する。</u>  <u>・災害対応に必要な設備、機器等への電力供給が必要。</u>  <u>・孤立により外部からの水、食料等の調達が不可能となる場合もある。</u> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1350 976 1617 1102"><u>(4) 災害時にもつながらやすい多様な通信手段の確保</u></td> <td data-bbox="1617 976 2564 1102"> <u>断線、輻輳等により固定電話、携帯電話等が使用不能な場合でも使用可能となる通信手段を確保する。</u>  <u>・災害対応に当たり、情報の収集・発信、連絡調整が必要。</u> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1350 1102 1617 1228"><u>(5) 重要な行政データのバックアップ</u></td> <td data-bbox="1617 1102 2564 1228"> <u>業務の遂行に必要な重要な行政データのバックアップを確保する。</u>  <u>・災害時の被災者支援や住民対応にも、行政データが不可欠。</u> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1350 1228 1617 1312"><u>(6) 非常時優先業務の整理</u></td> <td data-bbox="1617 1228 2564 1312"> <u>非常時に優先して実施すべき業務を整理する。</u>  <u>・各部門で実施すべき時系列の災害対応業務を明らかにする。</u> </td> </tr> </table> <p><b>1 首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制</b></p> <p><u>(1) 首長不在時の明確な代行順位</u>  この計画では、大規模災害時に責任者の安否が不明の場合であっても、迅速かつ適切に意思決定するため、あらかじめ下記のとおり事案決定の代行順序を定める。</p> <p>◆決定権限順位表</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="1350 1543 1617 1711"> <u>深川市災害対策本部機構権限</u>   <u>本部長</u>  <u>深川市長</u> </td> <td data-bbox="1617 1543 2047 1711"> <u>災害対策本部長の職務代理者の順序</u> </td> <td data-bbox="2047 1543 2564 1711"> <u>第1順位 副市長</u>  <u>第2順位 企画総務部長</u>  <u>第3順位 総務課長</u> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1350 1711 1617 1837"></td> <td data-bbox="1617 1711 2047 1837"> <u>各対策部長職務権限の代理行使の順序</u> </td> <td data-bbox="2047 1711 2564 1837"> <u>第1順位 課長</u>  <u>第2順位 主幹又は課長補佐</u>  <u>第3順位 係長又は主査</u> </td> </tr> </table> <p><u>※責任者が参集できない場合であっても、連絡手段が確保され、直接指示を仰ぐことが可能な場合には、職務の代行は行わないものとする（北海道ひな型）。</u></p>	<u>(1) 首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制</u>	<u>首長が不在の場合の職務の代行順位を定める。また、災害時の職員の参集体制を定める。</u> <u>・緊急時に重要な意思決定に支障を生じさせないことが不可欠。</u> <u>・非常時優先業務の遂行に必要な人数の職員が参集することが必要。</u>	<u>(2) 本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定</u>	<u>本庁舎が使用不能となった場合の執務場所となる代替庁舎を定める。</u> <u>・地震による建物の損壊以外の理由で庁舎が使用できなくなる場合もある。</u>	<u>(3) 電気、水、食料等の確保</u>	<u>停電に備え、非常用発電機とその燃料を確保する。また、業務を遂行する職員等のための水、食料等を確保する。</u> <u>・災害対応に必要な設備、機器等への電力供給が必要。</u> <u>・孤立により外部からの水、食料等の調達が不可能となる場合もある。</u>	<u>(4) 災害時にもつながらやすい多様な通信手段の確保</u>	<u>断線、輻輳等により固定電話、携帯電話等が使用不能な場合でも使用可能となる通信手段を確保する。</u> <u>・災害対応に当たり、情報の収集・発信、連絡調整が必要。</u>	<u>(5) 重要な行政データのバックアップ</u>	<u>業務の遂行に必要な重要な行政データのバックアップを確保する。</u> <u>・災害時の被災者支援や住民対応にも、行政データが不可欠。</u>	<u>(6) 非常時優先業務の整理</u>	<u>非常時に優先して実施すべき業務を整理する。</u> <u>・各部門で実施すべき時系列の災害対応業務を明らかにする。</u>	<u>深川市災害対策本部機構権限</u>  <u>本部長</u> <u>深川市長</u>	<u>災害対策本部長の職務代理者の順序</u>	<u>第1順位 副市長</u> <u>第2順位 企画総務部長</u> <u>第3順位 総務課長</u>		<u>各対策部長職務権限の代理行使の順序</u>	<u>第1順位 課長</u> <u>第2順位 主幹又は課長補佐</u> <u>第3順位 係長又は主査</u>	<p>第3章 業務継続計画の特に重要な6要素を追加したもの</p>
<u>(1) 首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制</u>	<u>首長が不在の場合の職務の代行順位を定める。また、災害時の職員の参集体制を定める。</u> <u>・緊急時に重要な意思決定に支障を生じさせないことが不可欠。</u> <u>・非常時優先業務の遂行に必要な人数の職員が参集することが必要。</u>																			
<u>(2) 本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定</u>	<u>本庁舎が使用不能となった場合の執務場所となる代替庁舎を定める。</u> <u>・地震による建物の損壊以外の理由で庁舎が使用できなくなる場合もある。</u>																			
<u>(3) 電気、水、食料等の確保</u>	<u>停電に備え、非常用発電機とその燃料を確保する。また、業務を遂行する職員等のための水、食料等を確保する。</u> <u>・災害対応に必要な設備、機器等への電力供給が必要。</u> <u>・孤立により外部からの水、食料等の調達が不可能となる場合もある。</u>																			
<u>(4) 災害時にもつながらやすい多様な通信手段の確保</u>	<u>断線、輻輳等により固定電話、携帯電話等が使用不能な場合でも使用可能となる通信手段を確保する。</u> <u>・災害対応に当たり、情報の収集・発信、連絡調整が必要。</u>																			
<u>(5) 重要な行政データのバックアップ</u>	<u>業務の遂行に必要な重要な行政データのバックアップを確保する。</u> <u>・災害時の被災者支援や住民対応にも、行政データが不可欠。</u>																			
<u>(6) 非常時優先業務の整理</u>	<u>非常時に優先して実施すべき業務を整理する。</u> <u>・各部門で実施すべき時系列の災害対応業務を明らかにする。</u>																			
<u>深川市災害対策本部機構権限</u>  <u>本部長</u> <u>深川市長</u>	<u>災害対策本部長の職務代理者の順序</u>	<u>第1順位 副市長</u> <u>第2順位 企画総務部長</u> <u>第3順位 総務課長</u>																		
	<u>各対策部長職務権限の代理行使の順序</u>	<u>第1順位 課長</u> <u>第2順位 主幹又は課長補佐</u> <u>第3順位 係長又は主査</u>																		

深川市業務継続計画 新旧対照表

現 行	改 定 案	備 考																
	<p><u>(2) 職員の参集体制</u>  <u>地域防災計画では、次の基準により、迅速かつ的確な災害応急活動を実施する体制を確立することとしている。</u></p> <p><u>非常事態の配備体制</u></p> <table border="1" data-bbox="1353 512 2561 1818"> <thead> <tr> <th data-bbox="1353 512 1478 554"><u>区分</u></th> <th data-bbox="1478 512 1893 554"><u>配備の体制</u></th> <th data-bbox="1893 512 2309 554"><u>配備の内容</u></th> <th data-bbox="2309 512 2561 554"><u>担当部課</u></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1353 554 1478 961"> <u>第1非常配備</u> </td> <td data-bbox="1478 554 1893 961"> <u>1 気象業務法に基づく気象・地象及び水象に関する情報又は警報を受けたとき</u>  <u>2 北空知管内で震度4の地震が発生したとき</u>  <u>3 その他特に本部長が必要と認めたとき</u> </td> <td data-bbox="1893 554 2309 961"> <u>情報連絡のため総務課自治防災係が当たる。</u>   <u>情報連絡のため各部・課長等をもって当たるもので、状況により更に次の配備体制に円滑に移行できる体制とする。</u> </td> <td data-bbox="2309 554 2561 961"> <u>自治防災係</u>   <u>各部・課長等</u> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1353 961 1478 1411"> <u>第2非常配備</u> </td> <td data-bbox="1478 961 1893 1411"> <u>1 局地的な災害の発生が予想される場合又は災害が発生したとき</u>  <u>2 市内で震度5弱以上の地震が発生したとき</u>  <u>3 特別警報が発表されたとき</u>  <u>4 高齢者等避難・避難指示の発令を行うとき</u>  <u>5 その他必要により本部長が非常配備を指令したとき</u> </td> <td data-bbox="1893 961 2309 1411"> <u>本部又はそれに準じた体制をとり、応急対策に係る各班の所要人員をもって当たるもので、災害の発生とともにそのまま直ちに非常活動を開始できる体制とする。</u>  <u>その他の班の班長は各自班員との連絡体制を整え直ちに災害対応に当たれる体制とする。</u> </td> <td data-bbox="2309 961 2561 1411"> <u>全職員</u>  <u>関係対策班員</u>  <u>(参集)</u>  <u>その他の班員</u>  <u>(参集)</u> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1353 1411 1478 1818"> <u>第3非常配備</u> </td> <td data-bbox="1478 1411 1893 1818"> <u>1 広域にわたる災害の発生が予想される場合又は被害が特に甚大であると予想される場合において、本部長が当該非常配備を指令したとき</u>  <u>2 予想されない重大な災害が発生したとき</u>  <u>3 その他本部長が必要と認めたとき</u> </td> <td data-bbox="1893 1411 2309 1818"> <u>本部の全員をもって当たるもので、状況により、それぞれの災害応急活動ができる体制とする。</u> </td> <td data-bbox="2309 1411 2561 1818"> <u>全職員</u>  <u>(参集)</u> </td> </tr> </tbody> </table> <p><u>※この計画の被害想定では、職員体制は第3非常配備となる。</u></p>	<u>区分</u>	<u>配備の体制</u>	<u>配備の内容</u>	<u>担当部課</u>	<u>第1非常配備</u>	<u>1 気象業務法に基づく気象・地象及び水象に関する情報又は警報を受けたとき</u> <u>2 北空知管内で震度4の地震が発生したとき</u> <u>3 その他特に本部長が必要と認めたとき</u>	<u>情報連絡のため総務課自治防災係が当たる。</u>  <u>情報連絡のため各部・課長等をもって当たるもので、状況により更に次の配備体制に円滑に移行できる体制とする。</u>	<u>自治防災係</u>  <u>各部・課長等</u>	<u>第2非常配備</u>	<u>1 局地的な災害の発生が予想される場合又は災害が発生したとき</u> <u>2 市内で震度5弱以上の地震が発生したとき</u> <u>3 特別警報が発表されたとき</u> <u>4 高齢者等避難・避難指示の発令を行うとき</u> <u>5 その他必要により本部長が非常配備を指令したとき</u>	<u>本部又はそれに準じた体制をとり、応急対策に係る各班の所要人員をもって当たるもので、災害の発生とともにそのまま直ちに非常活動を開始できる体制とする。</u> <u>その他の班の班長は各自班員との連絡体制を整え直ちに災害対応に当たれる体制とする。</u>	<u>全職員</u> <u>関係対策班員</u> <u>(参集)</u> <u>その他の班員</u> <u>(参集)</u>	<u>第3非常配備</u>	<u>1 広域にわたる災害の発生が予想される場合又は被害が特に甚大であると予想される場合において、本部長が当該非常配備を指令したとき</u> <u>2 予想されない重大な災害が発生したとき</u> <u>3 その他本部長が必要と認めたとき</u>	<u>本部の全員をもって当たるもので、状況により、それぞれの災害応急活動ができる体制とする。</u>	<u>全職員</u> <u>(参集)</u>	
<u>区分</u>	<u>配備の体制</u>	<u>配備の内容</u>	<u>担当部課</u>															
<u>第1非常配備</u>	<u>1 気象業務法に基づく気象・地象及び水象に関する情報又は警報を受けたとき</u> <u>2 北空知管内で震度4の地震が発生したとき</u> <u>3 その他特に本部長が必要と認めたとき</u>	<u>情報連絡のため総務課自治防災係が当たる。</u>  <u>情報連絡のため各部・課長等をもって当たるもので、状況により更に次の配備体制に円滑に移行できる体制とする。</u>	<u>自治防災係</u>  <u>各部・課長等</u>															
<u>第2非常配備</u>	<u>1 局地的な災害の発生が予想される場合又は災害が発生したとき</u> <u>2 市内で震度5弱以上の地震が発生したとき</u> <u>3 特別警報が発表されたとき</u> <u>4 高齢者等避難・避難指示の発令を行うとき</u> <u>5 その他必要により本部長が非常配備を指令したとき</u>	<u>本部又はそれに準じた体制をとり、応急対策に係る各班の所要人員をもって当たるもので、災害の発生とともにそのまま直ちに非常活動を開始できる体制とする。</u> <u>その他の班の班長は各自班員との連絡体制を整え直ちに災害対応に当たれる体制とする。</u>	<u>全職員</u> <u>関係対策班員</u> <u>(参集)</u> <u>その他の班員</u> <u>(参集)</u>															
<u>第3非常配備</u>	<u>1 広域にわたる災害の発生が予想される場合又は被害が特に甚大であると予想される場合において、本部長が当該非常配備を指令したとき</u> <u>2 予想されない重大な災害が発生したとき</u> <u>3 その他本部長が必要と認めたとき</u>	<u>本部の全員をもって当たるもので、状況により、それぞれの災害応急活動ができる体制とする。</u>	<u>全職員</u> <u>(参集)</u>															

深川市業務継続計画 新旧対照表

現 行	改 定 案	備 考																								
	<p><u>(3) 配備体制 (閉庁時又は勤務時間外)</u>  <u>職員は勤務時間外又は休日等において、参集基準に該当する大規模災害の発生の情報を知った時は、直ちに指定配備場所に参集する。</u>  <u>ただし、自身及び家族が負傷し治療が必要な場合等、参集が困難な場合は、所属する課に報告の上、参集を阻害する要因がなくなり次第参集する。</u>  <u>また、参集時には、道路の冠水・破損、橋梁の流出・堤防のなど細心の注意払い、災害状況を可能な限り把握し、各部・班を通じて災害対策本部に報告する。</u></p> <p><u>(4) 参集範囲</u>  <u>全職員が参集の対象となる。</u></p> <p><u>(5) 参集想定 (勤務時間外発生時の参集予測)</u>  <u>本計画の策定にあたり、各課の職員の参集状況がどのようになるか検証するため、次の条件によりシミュレーションを行った (水害の場合は、気象予報等によりあらかじめ予測可能なことから参集想定はしないこととする。)</u>  <u>参集の対象とする職員は、全職員とし、更に次のとおり条件設定を行った。</u></p> <p>④ <u>発災直後の出発は困難であるため、発災から30分を付加した。</u>          ⑤ <u>職員の居住地から参集先までの距離とし、移動手段は徒歩とし、速度2km/h (一般的な平坦地での歩行速度は4km/hであるが、降雪や家屋の倒壊による道路状況の悪化を想定) とする。</u>          ⑥ <u>職員本人及び家族が被災し、治療又は入院の必要がある場合や、自宅が全壊した場合などで、参集できない職員が3割程度発生するものとして計算した結果が次下表のとおりである。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>表 深川市職員想定参集人数及び参集率</u></p> <table border="1" data-bbox="1353 1367 2368 1818"> <thead> <tr> <th></th> <th><u>1時間以内</u></th> <th><u>1～3時間</u></th> <th><u>3～6時間</u></th> <th><u>6～12時間</u></th> <th><u>12～24時間</u></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>想定参集人数 (人)</u></td> <td style="text-align: center;"><u>125</u></td> <td style="text-align: center;"><u>27</u></td> <td style="text-align: center;"><u>3</u></td> <td style="text-align: center;"><u>1</u></td> <td style="text-align: center;"><u>0</u></td> </tr> <tr> <td><u>延べ人数 (人) a</u></td> <td style="text-align: center;"><u>125</u></td> <td style="text-align: center;"><u>152</u></td> <td style="text-align: center;"><u>155</u></td> <td style="text-align: center;"><u>156</u></td> <td style="text-align: center;"><u>0</u></td> </tr> <tr> <td><u>参集率 (%)</u> <u>a/b×100</u></td> <td style="text-align: center;"><u>56.3</u></td> <td style="text-align: center;"><u>68.4</u></td> <td style="text-align: center;"><u>69.8</u></td> <td style="text-align: center;"><u>70.2</u></td> <td style="text-align: center;"><u>70.2</u></td> </tr> </tbody> </table> <p><u>(令和5年10月調査時 対象人員 222人・・・b)</u></p>		<u>1時間以内</u>	<u>1～3時間</u>	<u>3～6時間</u>	<u>6～12時間</u>	<u>12～24時間</u>	<u>想定参集人数 (人)</u>	<u>125</u>	<u>27</u>	<u>3</u>	<u>1</u>	<u>0</u>	<u>延べ人数 (人) a</u>	<u>125</u>	<u>152</u>	<u>155</u>	<u>156</u>	<u>0</u>	<u>参集率 (%)</u> <u>a/b×100</u>	<u>56.3</u>	<u>68.4</u>	<u>69.8</u>	<u>70.2</u>	<u>70.2</u>	
	<u>1時間以内</u>	<u>1～3時間</u>	<u>3～6時間</u>	<u>6～12時間</u>	<u>12～24時間</u>																					
<u>想定参集人数 (人)</u>	<u>125</u>	<u>27</u>	<u>3</u>	<u>1</u>	<u>0</u>																					
<u>延べ人数 (人) a</u>	<u>125</u>	<u>152</u>	<u>155</u>	<u>156</u>	<u>0</u>																					
<u>参集率 (%)</u> <u>a/b×100</u>	<u>56.3</u>	<u>68.4</u>	<u>69.8</u>	<u>70.2</u>	<u>70.2</u>																					



深川市業務継続計画 新旧対照表

現 行	改 定 案	備 考																																																	
	<p><u>2 本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定</u></p> <p><u>市役所本庁舎が浸水し、1階部分が使用困難となることが予測されるため、市役所本庁舎1階部分の代替拠点を下表のとおりとする。</u></p> <p><u>表</u></p> <table border="1" data-bbox="1406 512 2519 1440"> <thead> <tr> <th>階</th> <th>所属</th> <th>代替施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">1階</td> <td>市民生活課</td> <td>大会議室（庁舎3階）</td> </tr> <tr> <td>会計課</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>健康・子ども課</td> <td>第一、二委員会室（庁舎4階）</td> </tr> <tr> <td>高齢者支援課</td> <td>議場（庁舎4階）</td> </tr> <tr> <td>税務財政課（税務）</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>社会福祉課</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">2階</td> <td>都市建設課</td> <td></td> </tr> <tr> <td>上下水道課</td> <td></td> </tr> <tr> <td>建築住宅課</td> <td></td> </tr> <tr> <td>農政課</td> <td></td> </tr> <tr> <td>商工労働観光課</td> <td></td> </tr> <tr> <td>学務課</td> <td></td> </tr> <tr> <td>生涯学習スポーツ課</td> <td></td> </tr> <tr> <td>農委事務局</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="5">3階</td> <td>秘書課</td> <td></td> </tr> <tr> <td>税務財政課（財政）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>総務課</td> <td></td> </tr> <tr> <td>選管事務局</td> <td></td> </tr> <tr> <td>まち未来推進課</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">4階</td> <td>監査事務局</td> <td></td> </tr> <tr> <td>議会事務局</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p><u>3 電気、水、食料等の確保</u></p> <p><u>発電機による電源を確保するとともに発電機用燃料確保に努める。</u></p> <p><u>応急復旧の期間、職員が業務に専念するための食料、飲料水、その他生活必需品の備蓄及び保管場所を確保する。また、平常時から職員へ職場・家庭での非常用食料や飲料水等の備蓄を奨励する。</u></p> <p><u>4 災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保</u></p> <p><u>市役所本庁舎及び各施設、避難所等市内の防災拠点間については、通常の通信手段が利用できない場合でも、災害時優先電話、防災行政無線、個人の携帯電話等を有効に活用して通信手段を確保する。</u></p>	階	所属	代替施設	1階	市民生活課	大会議室（庁舎3階）	会計課	〃	健康・子ども課	第一、二委員会室（庁舎4階）	高齢者支援課	議場（庁舎4階）	税務財政課（税務）	〃	社会福祉課	〃	2階	都市建設課		上下水道課		建築住宅課		農政課		商工労働観光課		学務課		生涯学習スポーツ課		農委事務局		3階	秘書課		税務財政課（財政）		総務課		選管事務局		まち未来推進課		4階	監査事務局		議会事務局		
階	所属	代替施設																																																	
1階	市民生活課	大会議室（庁舎3階）																																																	
	会計課	〃																																																	
	健康・子ども課	第一、二委員会室（庁舎4階）																																																	
	高齢者支援課	議場（庁舎4階）																																																	
	税務財政課（税務）	〃																																																	
	社会福祉課	〃																																																	
2階	都市建設課																																																		
	上下水道課																																																		
	建築住宅課																																																		
	農政課																																																		
	商工労働観光課																																																		
	学務課																																																		
	生涯学習スポーツ課																																																		
	農委事務局																																																		
	3階	秘書課																																																	
		税務財政課（財政）																																																	
総務課																																																			
選管事務局																																																			
まち未来推進課																																																			
4階	監査事務局																																																		
	議会事務局																																																		

深川市業務継続計画 新旧対照表

現 行	改 定 案	備 考
	<p><u>5 重要な行政データのバックアップ</u>  <u>停電時は、パソコン、システム、ネットワークのすべてが使用不能となるものの、住民サービスに係る主要なシステムは堅牢なデータセンターを利用しているため、当該システム及びデータの安全性は確保されている。庁内設置のシステム及びデータは、現在のバックアップ手法のあり方を検討するなど安全性の確保に努める。</u></p> <p><u>6 非常時優先業務の整理</u></p> <p><u>(1) 非常時優先業務の考え方</u>  <u>本市における非常時優先業務とは、大規模災害により市役所機能に甚大な被害が生じた際に、発災から1カ月以内に優先すべき業務であって、発災後に実施する「応急復旧業務」「早期に実施すべき復旧業務」「優先度の高い通常業務」の総称であり、制約された条件の中でも、これらの業務を円滑に執行できるようにすることを目的とする。</u></p>	

深川市業務継続計画 新旧対照表

現 行	改 定 案		備 考
	<u>非常時優先業務の考え方と目標時間</u>		
	<u>業務開始 目標時間</u>	<u>業務の考え方</u>	<u>主な業務例</u>
	<u>発生から 3時間以内</u>	<u>○市民の生命・身体の保護を最優先</u> ・初動体制の確立 ・避難所の対応、避難誘導の開始 ・救助、救急の開始 ・被災状況の把握	・職員の参集及び安否確認 ・災害対策本部の設置 ・避難所の開設 ・救助、救急体制の確立 ・被害状況の調査
	<u>発生から 12時間以内</u>	<u>○市民の生命・身体の保護を最優先</u> ・ライフライン等への対応 ・避難者の把握 ・遺体対応 ・応急活動（救助、救急以外）の開始	・電気、水道等インフラ確認 ・避難者リストの作成 ・防災関係機関への応援要請 ・遺体の安置場所の設置
	<u>発生から 24時間以内</u>	<u>○市民の生命・身体の保護を最優先</u> ・避難生活支援の開始	・食料、生活必需品の調達 ・仮設トイレ等の設置 ・建築物危険度判定の実施 ・火葬手続き ・水道等の復旧 ・ボランティア等の受入れ対応
	<u>発生から 3日以内</u>	<u>○避難生活への対策開始</u> ・被災者への支援開始	・災害救助法の適用申請
	<u>発生から 1週間以内</u>	<u>○被災者の通常生活復帰への業務</u> ・復旧、復興に係る業務の開始	・災害廃棄物の受入れ
	<u>発生から 2週間以内</u>	<u>○本格的な復旧、復興の開始</u> ・生活再建のための復旧、復興の開始 ・行政窓口機能の回復	・罹災証明の発行
	<u>発生から 1ヵ月以内</u>	<u>○通常業務の開始</u> ・その他の行政機能の回復	・変更契約業務

深川市業務継続計画 新旧対照表

現 行	改 定 案	備 考																								
	<p><u>(2) 非常時優先業務の選定方法</u></p> <p><u>① 非常時優先業務 (応急復旧業務及び早期実施すべき復旧業務)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>地域防災計画による災害応急対応業務</u></li> <li>・ <u>他市の被災事例や、各課において大規模地震発生時に早期実施すべき優先度の高い災害復旧業務</u></li> </ul> <p><u>② 非常時優先業務 (優先度の高い通常業務)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>通常業務の全業務について、1カ月間業務を休止することに伴う市民生活の影響度を分析し、休止、または実施の判断をおこなった。</u> <u>このうち、休止に伴い影響が大きく、1カ月以内に実施すべきと判断した業務を非常時優先業務と位置付けた。</u></li> </ul> <p><u>非常時優先業務の選定基準</u></p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30%;"><u>優先度</u></td> <td style="width: 40%;"></td> <td style="width: 30%;"><u>選定基準</u></td> </tr> <tr> <td><u>A 1</u></td> <td><u>発災後 3 時間以内に</u></td> <td><u>業務に着手しないと、市民の生命、生活及び財産の保護、市内に社会経済活動の維持に重大な影響を及ぼすため、優先的に対策を講ずべき業務</u></td> </tr> <tr> <td><u>A 2</u></td> <td><u>発災後 1 2 時間以内に</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>A 3</u></td> <td><u>発災後 2 4 時間以内に</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>B</u></td> <td><u>遅くとも発災後 3 日以内に業務に着手しないと、市民の生命、生活及び財産の保護、市内の社会経済活動の維持に相当な影響を及ぼすため、早期に対策を講ずべき業務</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>C</u></td> <td><u>遅くとも発災後 1 週間以内に業務に着手しないと、市民の生命、生活及び財産の保護、市内の社会経済活動の維持に影響を及ぼすため、対策を講ずべき業務</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>D</u></td> <td><u>遅くとも発災後 2 週間以内に業務に着手しないと、市民の生活及び財産の保護、市内の社会経済活動の維持に影響を及ぼすため、対策を講ずべき業務</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>E</u></td> <td><u>発災後 2 週間を超え 1 カ月以内程度に着手する主に応急業務や通常業務の中で、優先度の高いもの</u></td> <td></td> </tr> </table> <p><u>詳細については、別表参照。</u></p> <p>(略)</p>	<u>優先度</u>		<u>選定基準</u>	<u>A 1</u>	<u>発災後 3 時間以内に</u>	<u>業務に着手しないと、市民の生命、生活及び財産の保護、市内に社会経済活動の維持に重大な影響を及ぼすため、優先的に対策を講ずべき業務</u>	<u>A 2</u>	<u>発災後 1 2 時間以内に</u>		<u>A 3</u>	<u>発災後 2 4 時間以内に</u>		<u>B</u>	<u>遅くとも発災後 3 日以内に業務に着手しないと、市民の生命、生活及び財産の保護、市内の社会経済活動の維持に相当な影響を及ぼすため、早期に対策を講ずべき業務</u>		<u>C</u>	<u>遅くとも発災後 1 週間以内に業務に着手しないと、市民の生命、生活及び財産の保護、市内の社会経済活動の維持に影響を及ぼすため、対策を講ずべき業務</u>		<u>D</u>	<u>遅くとも発災後 2 週間以内に業務に着手しないと、市民の生活及び財産の保護、市内の社会経済活動の維持に影響を及ぼすため、対策を講ずべき業務</u>		<u>E</u>	<u>発災後 2 週間を超え 1 カ月以内程度に着手する主に応急業務や通常業務の中で、優先度の高いもの</u>		
<u>優先度</u>		<u>選定基準</u>																								
<u>A 1</u>	<u>発災後 3 時間以内に</u>	<u>業務に着手しないと、市民の生命、生活及び財産の保護、市内に社会経済活動の維持に重大な影響を及ぼすため、優先的に対策を講ずべき業務</u>																								
<u>A 2</u>	<u>発災後 1 2 時間以内に</u>																									
<u>A 3</u>	<u>発災後 2 4 時間以内に</u>																									
<u>B</u>	<u>遅くとも発災後 3 日以内に業務に着手しないと、市民の生命、生活及び財産の保護、市内の社会経済活動の維持に相当な影響を及ぼすため、早期に対策を講ずべき業務</u>																									
<u>C</u>	<u>遅くとも発災後 1 週間以内に業務に着手しないと、市民の生命、生活及び財産の保護、市内の社会経済活動の維持に影響を及ぼすため、対策を講ずべき業務</u>																									
<u>D</u>	<u>遅くとも発災後 2 週間以内に業務に着手しないと、市民の生活及び財産の保護、市内の社会経済活動の維持に影響を及ぼすため、対策を講ずべき業務</u>																									
<u>E</u>	<u>発災後 2 週間を超え 1 カ月以内程度に着手する主に応急業務や通常業務の中で、優先度の高いもの</u>																									

深川市業務継続計画 新旧対照表

現 行	改 定 案	備 考																																							
<p><b>第4章 非常時優先業務の実施体制の確立</b></p> <p>1 対応方針</p> <p>(1) 大規模災害発生時は、非常時優先業務を優先して実施する。</p> <p>(2) 非常時優先業務の実施に必要となる人員や資機材の資源の確保・配分は、全庁で横断的に調整する。</p> <p>(3) 非常時優先業務の実施に必要となる人員や資機材を確保するため、非常時優先業務以外の通常業務については、積極的に休止・抑制する。その後、非常時優先業務に影響を与えない範囲で、順次再開を目指す。</p> <p>2 決定権限者及び職務権限の代行順位</p> <p>この計画では、大規模災害時に責任者の安否が不明の場合であっても、迅速かつ適切に意思決定するため、あらかじめ下記のとおり事案決定の代行順序を定める。</p> <p>◆決定権限順位表</p> <table border="1" data-bbox="151 871 1285 1136"> <tr> <td data-bbox="151 871 400 1050">深川市災害対策本部機構権限  本部長 深川市長</td> <td data-bbox="400 871 839 1050">災害対策本部長の職務代理者の順序</td> <td data-bbox="839 871 1285 1050">第1順位 副市長 第2順位 企画総務部長 以下、災害対策本部の中から選出</td> </tr> <tr> <td data-bbox="151 1050 400 1136"></td> <td data-bbox="400 1050 839 1136">各対策部長職務権限の代理行使の順序</td> <td data-bbox="839 1050 1285 1136">第1順位 課長 第2順位 主幹又は課長補佐</td> </tr> </table> <p>3 本庁舎等の代替施設</p> <p>災害対策本部が設置される市役所本庁舎及び東庁舎は非耐震構造であり、使用困難となることが予測されるため、市役所本庁舎及び東庁舎の代替拠点を次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="169 1297 1285 1940"> <thead> <tr> <th>階</th> <th>所属</th> <th>代替施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">1階</td> <td>市民課</td> <td>健康福祉センター1階（ホール）</td> </tr> <tr> <td>税務課</td> <td>一已公民館</td> </tr> <tr> <td>社会福祉課</td> <td>健康福祉センター1階（リハビリルーム）</td> </tr> <tr> <td>子育て支援推進室</td> <td>健康福祉センター1階（リハビリルーム）</td> </tr> <tr> <td>会計課</td> <td>一已公民館</td> </tr> <tr> <td>農業委員会事務局</td> <td>一已公民館</td> </tr> <tr> <td rowspan="7">2階</td> <td>総務課・選挙管理委員会</td> <td>消防庁舎（大会議室）</td> </tr> <tr> <td>自治防災室</td> <td>消防庁舎（大会議室）</td> </tr> <tr> <td>企画財政課</td> <td>消防庁舎（大会議室）</td> </tr> <tr> <td>地域振興課</td> <td>健康福祉センター2階（研修室）</td> </tr> <tr> <td>農政課</td> <td>健康福祉センター2階（研修室）</td> </tr> <tr> <td>商工労政課</td> <td>健康福祉センター2階（研修室）</td> </tr> <tr> <td>記者クラブ</td> <td>消防庁舎（2階）</td> </tr> <tr> <td>議会事務局</td> <td>消防庁舎（応接室）</td> </tr> </tbody> </table>	深川市災害対策本部機構権限  本部長 深川市長	災害対策本部長の職務代理者の順序	第1順位 副市長 第2順位 企画総務部長 以下、災害対策本部の中から選出		各対策部長職務権限の代理行使の順序	第1順位 課長 第2順位 主幹又は課長補佐	階	所属	代替施設	1階	市民課	健康福祉センター1階（ホール）	税務課	一已公民館	社会福祉課	健康福祉センター1階（リハビリルーム）	子育て支援推進室	健康福祉センター1階（リハビリルーム）	会計課	一已公民館	農業委員会事務局	一已公民館	2階	総務課・選挙管理委員会	消防庁舎（大会議室）	自治防災室	消防庁舎（大会議室）	企画財政課	消防庁舎（大会議室）	地域振興課	健康福祉センター2階（研修室）	農政課	健康福祉センター2階（研修室）	商工労政課	健康福祉センター2階（研修室）	記者クラブ	消防庁舎（2階）	議会事務局	消防庁舎（応接室）		<p>第4章 業務継続体制の向上に変更のため削除。</p>
深川市災害対策本部機構権限  本部長 深川市長	災害対策本部長の職務代理者の順序	第1順位 副市長 第2順位 企画総務部長 以下、災害対策本部の中から選出																																							
	各対策部長職務権限の代理行使の順序	第1順位 課長 第2順位 主幹又は課長補佐																																							
階	所属	代替施設																																							
1階	市民課	健康福祉センター1階（ホール）																																							
	税務課	一已公民館																																							
	社会福祉課	健康福祉センター1階（リハビリルーム）																																							
	子育て支援推進室	健康福祉センター1階（リハビリルーム）																																							
	会計課	一已公民館																																							
	農業委員会事務局	一已公民館																																							
2階	総務課・選挙管理委員会	消防庁舎（大会議室）																																							
	自治防災室	消防庁舎（大会議室）																																							
	企画財政課	消防庁舎（大会議室）																																							
	地域振興課	健康福祉センター2階（研修室）																																							
	農政課	健康福祉センター2階（研修室）																																							
	商工労政課	健康福祉センター2階（研修室）																																							
	記者クラブ	消防庁舎（2階）																																							
議会事務局	消防庁舎（応接室）																																								

深川市業務継続計画 新旧対照表

現 行		改 定 案		備 考												
3階  東庁舎	学務課	健康福祉センター2階（和室・調理室）														
	生涯学習スポーツ課	健康福祉センター2階（和室・調理室）														
	監査事務局	一已公民館														
	総務課情報システム	生きがい文化センター														
	都市建設課	健康福祉センター2階（多目的ホール）														
	建築住宅課	健康福祉センター2階（多目的ホール）														
	上下水道課	健康福祉センター2階（多目的ホール）														
	環境課	健康福祉センター2階（多目的ホール）														
<p><u>4 電気、水、食料等確保</u>            発電機による電源を確保するとともに発電機用燃料確保に努める。            応急復旧の期間、職員が業務に専念するための食料、飲料水、その他生活必需品の備蓄及び保管場所を確保する。また、平常時から職員へ職場・家庭での非常用食料や飲料水等の備蓄を奨励する。</p> <p><u>5 通信手段の確保</u>            市役所本庁舎及び各施設、避難所等市内の防災拠点間については、通常の通信手段が利用できない場合でも、災害時優先電話、防災行政無線、個人の携帯電話等を有効に活用して通信手段を確保する。</p> <p><u>6 重要な行政データのバックアップ</u>            停電時は、パソコン、システム、ネットワークのすべてが使用不能となるものの、住民サービスに係る主要なシステムは堅牢なデータセンターを利用しているため、当該システム及びデータの安全性は確保されている。庁内設置のシステム及びデータは、現在のバックアップ手法のあり方を検討するなど安全性の確保に努める。</p> <p><u>7 職員の参集体制</u>            地域防災計画では、次の基準により、迅速かつ的確な災害応急活動を実施する体制を確立することとしている。</p> <p>非常事態の配備体制</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>配備の体制</th> <th>配備の内容</th> <th>担当部課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">第1非常配備</td> <td>1 気象業務法に基づく気象・地象及び水象に関する情報又は警報を受けたとき</td> <td rowspan="2">情報連絡のため総務課自治防災室が当たる。</td> <td rowspan="2">自治防災室</td> </tr> <tr> <td>2 空知管内で震度4の地震が発生したとき</td> </tr> <tr> <td>3 その他特に本部長が必要と認めたとき</td> <td>情報連絡のため各部・課長等をもって当たるもので、状況により更に次の配備体制に円滑に移行できる体制とす</td> <td>各部・課長等</td> </tr> </tbody> </table>					区分	配備の体制	配備の内容	担当部課	第1非常配備	1 気象業務法に基づく気象・地象及び水象に関する情報又は警報を受けたとき	情報連絡のため総務課自治防災室が当たる。	自治防災室	2 空知管内で震度4の地震が発生したとき	3 その他特に本部長が必要と認めたとき	情報連絡のため各部・課長等をもって当たるもので、状況により更に次の配備体制に円滑に移行できる体制とす	各部・課長等
区分	配備の体制	配備の内容	担当部課													
第1非常配備	1 気象業務法に基づく気象・地象及び水象に関する情報又は警報を受けたとき	情報連絡のため総務課自治防災室が当たる。	自治防災室													
	2 空知管内で震度4の地震が発生したとき															
	3 その他特に本部長が必要と認めたとき	情報連絡のため各部・課長等をもって当たるもので、状況により更に次の配備体制に円滑に移行できる体制とす	各部・課長等													

深川市業務継続計画 新旧対照表

現 行			改 定 案	備 考
第2非常配備	<p>1 局地的な災害の発生が予想される場合又は災害が発生したとき</p> <p>2 市内で震度5弱以上の地震が発生したとき</p> <p>3 特別警報が発表されたとき</p> <p>4 避難準備情報・避難勧告・避難指示の発令を行うとき</p> <p>5 その他必要により本部長が非常配備を指令したとき</p>	<p>る。</p> <p>本部又はそれに準じた体制をとり、応急対策に関する各班の所要人員をもって当てるもので、災害の発生とともにそのまま直ちに非常活動を開始できる体制とする。</p> <p>その他の班の班長は各自班員との連絡体制を整え直ちに災害対応に当たれる体制とする。</p>	<p>全職員 関係対策班員 (参集) その他の班員 (参集)</p>	
第3非常配備	<p>1 広域にわたる災害の発生が予想される場合又は被害が特に甚大であると予想される場合において、本部長が当該非常配備を指令したとき</p> <p>2 予想されない重大な災害が発生したとき</p> <p>3 その他本部長が必要と認められたとき</p>	<p>本部の全員をもって当てるもので、状況により、それぞれの災害応急活動ができる体制とする。</p>	<p>全職員 (参集)</p>	
<p>※この計画の被害想定では、職員体制は第3非常配備となる。</p> <p>(1) 配備体制（閉庁時又は勤務時間外） 職員は勤務時間外又は休日等において、参集基準に該当する大規模災害の発生の情報を知った時は、直ちに指定配備場所に参加する。 ただし、自身及び家族が負傷し治療が必要な場合等、参集が困難な場合は、所属する課に報告の上、参集を阻害する要因がなくなり次第参集する。 また、参集時には、道路の冠水・破損、橋梁の流出・堤防のなど細心の注意払い、災害状況を可能な限り把握し、各部・班を通じて災害対策本部に報告する。</p> <p>(2) 参集範囲 全職員が参集の対象となる。</p> <p>8 参集想定（勤務時間外発生時の参集予測） 本計画の策定にあたり、各課の職員の参集状況がどのようになるか検証するため、次の条件によりシミュレーションを行った（水害の場合は、気象予報等によりあらかじめ予測可能なことから参集想定はしないこととする。）。 参集の対象とする職員は、全職員とし、更に次のとおり条件設定を行った。</p>				

深川市業務継続計画 新旧対照表

現 行		改 定 案					備 考																												
<p>① 発災直後の出発は困難であるため、発災から30分を付加した。</p> <p>② 職員の居住地から参集先までの距離とし、移動手段は徒歩とし、速度2km/h（一般的な平坦地での歩行速度は4km/hであるが、降雪や家屋の倒壊による道路状況の悪化を想定）とする。</p> <p>③ 職員本人及び家族が被災し、治療又は入院の必要がある場合や、自宅が全壊した場合などで、参集できない職員が3割程度発生するものとして計算した結果が次のとおりである。</p> <p>深川市職員想定参集人数及び参集率</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>1時間以内</th> <th>1～2時間</th> <th>2～3時間</th> <th>3～6時間</th> <th>6～12時間</th> <th>12～24時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>想定参集人数 (人)</td> <td>82</td> <td>59</td> <td>9</td> <td>4</td> <td>0</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>延べ人数 (人) a</td> <td>82</td> <td>141</td> <td>150</td> <td>154</td> <td>154</td> <td>156</td> </tr> <tr> <td>参集率 (%) a/b×100</td> <td>36.3</td> <td>62.4</td> <td>66.4</td> <td>68.1</td> <td>68.1</td> <td>69.0</td> </tr> </tbody> </table> <p>(平成30年5月調査時 対象人員 226人・・・b)</p>								1時間以内	1～2時間	2～3時間	3～6時間	6～12時間	12～24時間	想定参集人数 (人)	82	59	9	4	0	2	延べ人数 (人) a	82	141	150	154	154	156	参集率 (%) a/b×100	36.3	62.4	66.4	68.1	68.1	69.0	
	1時間以内	1～2時間	2～3時間	3～6時間	6～12時間	12～24時間																													
想定参集人数 (人)	82	59	9	4	0	2																													
延べ人数 (人) a	82	141	150	154	154	156																													
参集率 (%) a/b×100	36.3	62.4	66.4	68.1	68.1	69.0																													



深川市業務継続計画 新旧対照表

現 行	改 定 案	備 考
	<p><b>第4章 業務継続体制の向上</b></p> <p><b>1 業務継続計画推進組織を設置</b>  <u>業務継続計画の定着と課題の対応を具体化するため、今後、関係各課等で構成する推進部会を組織し、平常時から課題改善状況や研修・訓練の実施状況等の進行管理を行い、必要に応じ、見直しを行うなど、計画の改善及び庁内への定着を図っていく。</u></p> <p><b>2 訓練・教育の実施</b>  <u>業務継続計画が実際に機能していくためには、職員一人ひとりがこの計画の目的、役割を正しく理解し、実際の実務にいかされなければならない。</u>  <u>そこで、計画の内容を周知徹底するとともに、職員一人ひとりが業務継続能力を継続的に維持・向上させていくための職員研修や訓練を実施する。</u></p> <p><b>3 職員の安否確認</b>  <u>各課室等において、平常時から自宅の固定電話、携帯電話、携帯メール等複数の連絡方法を把握し、連絡体制を構築したうえで、大規模災害発生時には、職員及び同居家族の安否確認を実施する。固定電話や携帯電話が輻輳しても安否確認が可能となるよう、災害伝言ダイヤル等を用いた確認方法も合わせて実施する。</u></p> <p><b>4 マニュアルの整備</b>  <u>非常時優先業務の円滑な実施を確保するため、各部・各課における各々の業務の手順を明らかにしたマニュアルを整備する。</u>  <u>なお、作成したマニュアルは、継続的な見直し・改善が図られ、実務に活かされているものとなるよう努めなければならない。</u></p> <p><b>5 指定管理者等への周知と連携</b>  <u>市が所有する施設の中で、指定管理者制度を活用している施設については、指定管理者に対し、本計画の周知を図るとともに、大規模災害時の対応等について、行政サービスの低下を極力防ぐよう事前に決定しておく。</u>  <u>また、災害時に必要な措置がとれるよう、平常時から連携を深め、事業者の協力を得られる体制づくりも検討を進める。</u></p> <p><b>6 計画の見直し等</b>  <u>業務継続計画等の実行性を確保し高めていくには、教育や訓練を繰り返し実施していくことが必要で、これらを通じて実効性を検証し、適宜見直しを行っていくものとする。</u>  <u>さらに、被害想定が見直された場合や地域防災計画の内容変更及び新庁舎建設などインフラ整備により業務継続計画に大きな影響を及ぼす場合には、計画の改定を行うものとする。</u></p>	<p><u>第4章 業務継続体制の向上を追加したもの</u></p>

深川市業務継続計画 新旧対照表